

補助金の見直しの考え方と取組状況について

補助金一覧	P 1 ~ P 2
区長室	P 3 ~ P 7
総務部	P 8 ~ P 1 1
地域文化部	P 1 2 ~ P 2 2
福祉部	P 2 3 ~ P 3 5
健康部	P 3 6 ~ P 4 4
環境土木部	P 4 5 ~ P 5 4
都市計画部	P 5 5 ~ P 5 8
教育委員会	P 5 9 ~ P 6 0
公募制補助金制度について	P 6 1

補助金一覧

番号	名称等	所管	評価	ページ
1	(財)法律扶助協会東京都支部の法律相談事業への助成	区長室区政情報課	A	3
2	消防団	区長室危機管理課	B	4
3	防火協会	区長室危機管理課	B	5
4	防犯協会	区長室危機管理課	B	6
5	新宿区防災区民組織活動助成金	区長室危機管理課	B	7
6	私立幼稚園協議会	総務部総務課	B	8
7	たばこ商業協同組合	総務部総務課	C	9
8	私立幼稚園児等保護者負担軽減	総務部総務課	B	10
9	納税貯蓄組合連合会	総務部税務課	B	11
10	公衆浴場設備整備	地域文化部地域調整課	A	12
11	協働推進基金(助成金)	地域文化部地域調整課	A	13
12	外国人学校児童生徒保護者負担軽減	地域文化部文化国際課	B	14
13	商店会連合会	地域文化部商工観光課	B	15
14	観光協会	地域文化部商工観光課	D	16
15	産業団体	地域文化部商工観光課	C	17
16	キラメキ個性ある商店街づくり支援	地域文化部商工観光課	B	18
17	ふれあい元気あふれる商店街支援	地域文化部商工観光課	B	19
18	商店街ステップアップ事業支援	地域文化部商工観光課	B	20
19	公募制自主事業助成	地域文化部特別出張所	A	21
20	地域センター管理運営委員会	地域文化部特別出張所	B	22
21	民生委員児童委員協議会	福祉部管理課	A	23
22	遺族会	福祉部管理課	C	24
23	障害者団体事業助成	福祉部障害者福祉課	B	25
24	母子福祉会	福祉部子ども家庭課	D	26
25	北山伏子育て支援協働モデル事業	福祉部子ども家庭課	B	27
26	区民とつくる子育て情報局	福祉部子ども家庭課	B	28
27	プレイパーク活動への支援	福祉部子ども家庭課	B	29
28	民間学童クラブ事業助成	福祉部子ども家庭課	B	30
29	民間学童クラブ利用料助成	福祉部子ども家庭課	B	31
30	一時預かり事業	福祉部子ども家庭課	B	32
31	保護司会	福祉部子ども家庭課	B	33
32	地区青少年育成委員会	福祉部子ども家庭課	B	34
33	都市と農村の青少年交流事業	福祉部子ども家庭課	B	35
34	特別養護老人ホーム等建設事業助成	健康部計画推進課	B	36
35	老人保健施設建設助成	健康部計画推進課	B	37
36	認知症高齢者グループホーム整備費助成	健康部計画推進課	B	38
37	看護高等専修学校事業助成	健康部計画推進課	C	39
38	地域保健医療情報センター補助金	健康部計画推進課	D	40

補助金一覧

番号	名称等	所管	評価	ページ
39	高齢者クラブ連合会(特別事業費分)	健康部健康いきがい課	B	41
40	高齢者クラブバス派遣	健康部健康いきがい課	B	42
41	利用者保護体制の充実	健康部介護保険課	B	43
42	人と猫との調和のとれたまちづくり(地域ねこ対策)	健康部衛生課	C	44
43	環境保全団体助成	環境土木部環境保全課	C	45
44	違法駐車防止対策協議会	環境土木部道とみどりの課	B	46
45	交通安全協会	環境土木部道とみどりの課	B	47
46	樹木樹林の保護助成	環境土木部道とみどりの課	A	48
47	接道部緑化助成	環境土木部道とみどりの課	A	49
48	民有灯維持助成	環境土木部土木課	A	50
49	商店街灯維持助成	環境土木部土木課	A	51
50	民有灯新設改良助成	環境土木部土木課	A	52
51	私道舗装助成	環境土木部土木課	A	53
52	私道排水設備改良助成	環境土木部土木課	A	54
53	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	都市計画部都市計画課	B	55
54	建築物耐震化支援事業	都市計画部建築課	A	56
55	細街路拡幅整備助成	都市計画部建築調整課	A	57
56	住み替え居住継続支援	都市計画部住宅課	A	58
57	教育研究会	教育委員会教育指導課	B	59
58	ミニ博物館の充実	教育委員会生涯学習振興課	A	60
59	工業集積地域活性化支援(16年度で事業を廃止)		D	-

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	1
補助対象団体	(財)法律扶助協会東京都支部の法律相談事業への助成	所管部課	区長室区政情報課	事業開始年度	— 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区法律相談事業補助金交付要綱(新設予定)				
17年度予算 予算事業名 予算額	_____ 円	16年度決算 事業名 決算額	_____ 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区が実施している法律相談事業は、区民の日常生活の中で起きるさまざまな問題について、専門的な立場から法律的な助言を行うものであり、弁護士の紹介や、直接受任してほしいとの要望には応えられない。法律扶助協会の行う法律相談事業は、相談から解決まで直接受任が可能である上、特に低所得者には、裁判費用の立替制度もある。1所だけで問題の解決が図れるため、区民生活の安定化への利便性が向上する。				
団体に対する直接の助成目的	区内に開設された法律援助センターは、新宿区民の利用が多く、区の法律相談事業を補完してもらっている状況があるため、事業に要する経費の一部助成を行う。	補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料法律相談事業 ・ 裁判費用の立替え・弁護士の紹介 		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金請求書 ・ 協会収支予算書 ・ 年間事業実施予定書 	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金清算書 ・ 協会収支決算書 ・ 年間事業実施結果報告書 		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額補助のため、予算書、事業実施予定書により審査する。 		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支決算書、事業実施結果報告書により、審査する。 		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) <ul style="list-style-type: none"> A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき 	(意見)	対象事業は区として支援する価値があると思われる。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <p>平成16年6月「総合法律支援法」が公布されたが、地方公共団体の果たすべき役割は、現在のところ明らかにされていない。 平成18年6月までに政令により設置される「日本司法支援センター」は、現在、東京地方準備会が設置され準備を進めているが、その中に法律扶助協会が吸収される可能性がある。 以上の理由から、平成17年度は予算措置を講じなかった。 平成17年中に概要が判明した場合、その状況を踏まえて検討し、必要があれば補助金による支援を行っていくこととする。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>対象事業補助金として、年20万円を限度に交付し、事業終了後、実績報告により清算する。 (法律扶助協会東京都支部 平成16年度支出予算額 542,842千円)</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>平成18年度を目途に、補助金交付に向けて、規定整備、予算要求等を行っていく。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	「日本司法支援センター」は、平成18年4月設立、10月業務開始の予定となったが、その概要や運営については不明である。 平成18年1月現在、法律扶助協会は、「日本司法支援センター」設立後の解散が予定され、民事法律扶助事業は引き継がれることが決定している。経費については、基本的に国の負担とし、形式は補助金から運営費交付金に変更される予定となっているが、地方公共団体の果たすべき役割と負担の範囲については、いまだ判明していない。 このため平成18年度も予算化していないが、今後、業務開始に向け、何らかの動きがあると予測されるので、更なる情報収集に努めていく。				
18年度に向けての考え方	区の法律相談事業を補完してもらっている状況には変わりがないので、今後も更なる情報収集に努め、平成18年秋の「日本司法支援センター」事業開始後の状況及び他自治体の動向を踏まえたうえで、平成19年度からの実施に向けて検討する方向である。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	2
補助対象団体	区内3消防団	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和22年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	消防団への事業助成 2,250,000円	16年度決算 事業名 決算額	消防団補助金	2,249,750円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現するため。				
団体に対する直接の助成目的	消防団が行う、地域住民との協働による地域防火活動を支援する。	補助対象事業	消防団活動事業費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・歳入歳出予算書 ・事務事業計画書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・歳入歳出決算書 ・事業実績報告書		
	審査の体制・考え方 (区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 消防団が実施した前年度の実績内容の報告を確認・審査後、次年度分の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計画書)を審査し、補助決定通知を行う。		審査の体制・考え方 (清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を上げているかを考察する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 消防団の活動が、住民に理解されるよう区としても考えていくべきではないか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 区主催の防災訓練やポンプ操法大会、防災区民組織等に対する訓練指導等、概ね予定の目的を達成しているが、これまでのような団に対する包括的な補助ではなく、具体的に各消防団が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を限定列挙し、これに要する経費について詳細な経費の算出と費用対効果を考察し、その一部を補助する仕組みに改める。また、消防団の活動を区民にみえるかたちでPRし、理解を深めることで、消防団員と防災区民組織及び地域住民との連携による有機的な防災体制の確立を模索する。</p> <p>手順(どのように) 消防団の事務局(各消防署)と危機管理課担当者による検討チームを設け、区の防災力向上に寄与と思われる事業を列挙し、補助が必要なものに絞り込む。最終的には区の判断で補助対象事業・金額を決定する。 消防団の活動については、これまでも危機管理課のホームページに区内消防団のページをリンクする等のPRを行っているが、区広報紙も活用する等、広く区民に消防団について知ってもらう機会を設ける。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度予算策定まで</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	消防団への補助金がより効果的に活用されるように、事業補助方式を前提とした補助金の実績報告書のあり方等について、事務局(各消防署)と検討を進めている。 この検討の中で、消防団がより効果的に区民の防災力の向上につながる事業の展開を計画し、区はこれに積極的にかかわり適正な事業補助を実施することで意見が一致した。(12月)				
18年度に向けての考え方	補助金が区民・区政にどのような効果をもたらしているか、実績報告や補助対象団体からの事聴取などから検証し、18年度の補助制度に反映させる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	3
補助対象団体	区内3防火協会	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	防火協会への事業助成 540,000円	16年度決算 事業名 決算額	防火協会補助金 540,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現するため。				
団体に対する直接 の助成目的	防火協会が行う、地域住民との協働による 地域防火活動を支援する。	補助対象事業	防火活動事業費		
補助金 の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・歳入歳出予算書 ・事務事業計画書	補助金 の清算/ 実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・歳入歳出決算書 ・事業実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 防火協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認・審査後、次年度分の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計画書)を審査し、補助決定通知を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を上げているかを考察する。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支出するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなど、それぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。			
見直し の考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 春・秋の火災予防運動、防災週間事業の実施や、火災予防思想の普及を目的とした各種講演会・講習会実施など、概ね予定の目的を達成しているが、これまでのような協会に対する包括的な補助ではなく、具体的に各協会が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を限定列挙し、これに要する経費について詳細な経費の算出と対費用効果を考察し、その一部を補助する仕組みに改める。また、補助金を支出する立場から、区の意向が協会の事業に反映されるよう求めていく。</p> <p>手順(どのように) 防火協会の事務局(各消防署)と危機管理課担当者による検討チームを設け、区の防災力向上に寄与すると思われる事業を列挙し、補助が必要なものに絞り込む。最終的には区の判断で補助対象事業・金額を決定する。 協会の総会や定期的な会合へ区の担当者が出席し、事業内容について要望していく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度予算策定まで</p>				
見直しの 取組み状況 (1月末現在)	防火防災協会(防火協会)への補助金がより効果的に活用されるように、事業補助方式を前提とした補助金の実績報告書のあり方等について、事務局(各消防署)と検討を進めている。 この検討の中で、同団体がより効果的に区民の防災力の向上につながる事業の展開を計画し、区はこれに積極的にかかわり適正な事業補助を実施することで意見が一致した。(12月)				
18年度に 向けての 考え方	補補助金が区民・区政にどのような効果をもたらしているかを実績報告や補助対象団体からの事聴取などから検証し、平成18年度の補助制度に反映させる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	4
補助対象団体	区内4防犯協会	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和39年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	各種団体に対する事業助成(防犯協会) 900,000円	16年度決算 事業名 決算額	防犯協会補助金	900,000円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現するため。				
団体に対する直接の助成目的	防犯協会が行う、地域住民との協働による地域安全活動を支援する。	補助対象事業	防犯活動事業費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・歳入歳出予算書 ・事務事業計画書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・歳入歳出決算書 ・事業実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 防犯協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認・審査後、次年度分の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計画書)を審査し、補助決定通知を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を上げているかを考察する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支出するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなど、それぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 春・秋に実施されている地域安全運動において、区内4警察署が合同で行うイベント等で防犯意識啓発のためのチラシやパンフレットを作成したり、日常的な防犯活動に使用する資機材などの購入にあてており、概ね予定の目的を達成しているが、これまでのような協会に対する包括的な補助ではなく、具体的に各協会が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を限定列挙し、これに要する経費について詳細な経費の算出と対費用効果を考察し、その一部を補助する仕組みに改める。</p> <p>また、補助金を支出する立場から、区の意向が協会の事業に反映されるよう求めていく。</p> <p>手順(どのように) 防犯協会の事務局(各警察署)と危機管理課担当者による検討チームを設け、区の防犯、安全・安心に寄与と思われる事業を列挙し、補助が必要なものに絞り込む。最終的には区の判断で補助対象事業・金額を決定する。 協会の総会や定期的な会合へ区の担当者が出席し、事業内容について要望していく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度予算策定まで</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	防犯協会への補助金がより効果的に活用されるように、事業補助方式を前提とした補助金の実績報告書のあり方等について、事務局(各警察署)と検討を進めている。 この検討の中で、同団体がより効果的に地域の治安と区民の取組み向上につながる事業の展開を計画し、区はこれに積極的にかかわり適正な事業補助を実施することで意見が一致した。(10月)				
18年度に向けての考え方	地域住民の治安への不安感を払拭するためには、地域住民、事業者等が関係機関と一体となった防犯への取り組みが重要であり、補助金が区民・区政にどのような効果をもたらしているかを実績報告や補助対象団体からの事聴取などから検証し、18年度の補助制度に反映させる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	5
補助対象団体	防災区民組織	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成11年度
根拠法令(要綱)等	新宿区防災区民組織活動助成金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	防災区民組織の育成 15,087,000円	16年度決算 事業名 決算額	防災区民組織の育成	10,212,537円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現するため				
団体に対する直接の助成目的	防災活動にかかる経費を助成し、組織の育成・活動の向上を図る。	補助対象事業	防災区民組織の育成		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・防災に関する活動年間事業計画	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・防災に関する活動年間事業実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・防災に関する活動年間事業実績報告書を提出してもらい危機管理課職員が審査している。 ・補助金の上限を定め、自主防災組織活動等の実際にかかった費用を上限内で支給する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・防災訓練等にかかった費用の補填、防災資器材等の更新を主な事業として講習会の講師の謝礼や防災広報等の日常活動も対象とし、用途を厳しく限定することなく、自主防災組織全般に使用できるようにしている。 実績報告書の内容を確認し、助成対象活動等に該当しているかを確認し、審査している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない (B) 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 必要性のある事業だが世帯に比した助成額という現行方式ではなく、個々の組織の活動実績に応じた助成に変更したほうが、より個々の組織の能力向上に資するのではないかと。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <p>世帯に比した補助金を基本としつつ、個々の組織の能力向上に資するよう補助金の効果を点検できる自己評価制度を導入していく。 ・なぜならば、防災区民組織は、町会・自治会の地域住民を母体としており、防災訓練、講演会、避難所運営管理訓練などの活動をしている地域に密着した組織である。 ・本補助金はこうした防災区民組織の活動にかかった費用の補填や防災資器材の更新、講習会等の講師に対する謝礼、防災広報等といった防災関係の経費負担を支援し、地域の基盤の強化や組織能力の向上を図ることを目的としているものである。 ・地域基盤の強化や組織能力の向上を図ることを目的としているものである。今回の見直しにあたっては、本補助金の性格は維持しつつ、審査委員会の意見も踏まえ、個々の組織の能力向上に資するよう自己評価制度を導入していく。 ・平成11年度以前は、防災資器材の現物支給であったが見直し、自主性を高めるために支援金とし、かつ支給範囲の拡大を図り対応していることは継続する。</p> <p>手順(どのように) 平成19年度の予算編成まで自己評価制度を導入を検討する。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成19年度予算編成まで</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	自己評価制度の導入を踏まえ、防災区民組織における活用状況・効果等の点検・確認のための作業に取り組んでいる。				
18年度に向けての考え方	平成17年度末に活動助成金実績報告時に助成金の活用状況・効果等について、アンケートをとり、自己評価制度の導入の準備をする。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	6
補助対象団体	新宿区私立幼稚園協議会	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	昭和48年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	各種団体への事業助成 (2)私立幼稚園協議会 900,000円	16年度決算 事業名 決算額	私立幼稚園協議会補助金 900,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	新宿区私立幼稚園協議会の自主活動である研修会等を助成することにより、教職員の知識を深め、新宿区幼児教育の発展に寄与する。				
団体に対する直接の助成目的	研修会を活発に行うことにより、教職員の知識・教養の向上を図る。	補助対象事業	新宿区私立幼稚園協議会の運営費等		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金申請書、事業計画書、予算案、役員名簿	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助金実績報告書、決算書		
	審査の体制・考え方 (区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による書類審査(事業計画書の中で、目的に当てはまる項目を確認している。)		審査の体制・考え方 (清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区職員による書類審査(決算書の記載内容を審査し、補助目的に当てはまる項目を確認している。)		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) きちんと実績を把握して、教職員の資質向上という効果が期待できる事業かどうかさらに検証する必要がある。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 平成16年度までは、新宿区私立幼稚園協議会の運営費全体に対して補助していた。今後は、教職員の資質向上のために行う研修事業に対する補助に絞り、補助率を研修に係る経費の4分の3以内で助成していく。また、事業計画書の段階で研修内容の把握をし、研修終了後には研修結果報告書の提出を求める。</p> <p>手順(どのように) 新宿区私立幼稚園教職員研修費補助金交付要綱を作成する。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年10月まで</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	新宿区私立幼稚園教職員研修費補助金交付要綱については、文部科学省通知「地方公共団体における私立幼稚園の振興のための取組の推進について」を基に、私立幼稚園教員の資質向上のためにどのような研修内容が効果的かを検討し、現在作成中である。				
18年度に向けての考え方	今年度の事業実績としては、幼稚園教諭の資質向上を図ることを目的に、「子どもの心をみつめて」「手作り製作の仕方」「子どもに教える歌の指導について」等研修会を協議会で実施している。 今年度の実績を踏まえ、平成18年度から団体補助から事業費補助に組み替えていく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	7
補助対象団体	新宿文京たばこ商業協同組合	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	なし(その都度決定)				
17年度予算 予算事業名 予算額	各種団体への事業助成 (3)たばこ商業協同組合 1,000,000円	16年度決算 事業名 決算額	たばこ商業協同組合への用品の配付 1,048,824円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の日常生活に身近な課題の改善のためのよびかけを用品に表示し、これをたばこ店頭に置き、区民の生活感覚の中に浸透させ、意識の高揚を図る。				
団体に対する直接の助成目的	街の環境美化と喫煙者のマナー向上を図るために、たばこ商業協同組合を通じて、区内のたばこ小売店に用品を配付する。	補助対象事業	たばこ商業協同組合への用品の配付事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 なし	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) なし		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) なし		
補助金等審査委員会の審査結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 環境美化の観点からも、健康被害の観点からも、現状のままの形で存続させる意味があるのか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 環境美化の観点から、意義あるものとする。 したがって今後は、区民の日常生活に身近な問題である街の環境美化と、路上喫煙や歩きタバコ、ポイ捨てなどの喫煙者のマナーの向上を図るために、たばこ商業協同組合が行うマナーアップキャンペーン等に対して、区が経費を補助する。</p> <p>手順(どのように) たばこ商業協同組合と協議を進める。 なお、現在の用品配付から事業助成への制度変更については既に協議済みであり、今後、事業内容・規模等について検討を進める。</p> <p>また、補助要綱を作成する。 進め方(いつまでに) 平成17年7月までに、検討する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	街の環境美化並びに路上喫煙の禁止及びポイ捨ての禁止等の周知を図るために、たばこ商業協同組合が行う清掃活動事業に係る経費を助成する内容で要綱を制定し、予算を執行する。				
18年度に向けての考え方	引き続き、事業内容及び規模について、より大きな成果が上がるようたばこ商業協同組合と協議を進める。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	8
補助対象団体	私立幼稚園及び幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	保育料 昭和47年度 入園料 平成6年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金交付要綱 新宿区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	私立幼稚園園児等保護者の負担軽減補助金 117,967,000円	16年度決算 事業名 決算額	私立幼稚園園児等保護者の負担軽減補助 76,115,400円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	私立幼稚園及び幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、もって私立幼稚園教育の振興と充実を図る。				
団体に対する直接の助成目的	公立と私立幼稚園間で、保護者の負担金の格差を少なくすることにより、公私が教育内容等で競い合うことになり、ともに幼児教育の資質の向上が期待できる。	補助対象事業	私立幼稚園園児等保護者の保育料、入園料		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・住民税額決定通知書 (平成16年1月1日に新宿区に居住していなかった方)	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし	補助金の清算/実績報告		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(申請書の中で、補助対象者に該当するか確認している。具体的には住所要件、住民税課税・非課税状況、幼稚園在籍状況の確認)	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) なし			
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 個々の幼稚園に対し、その良さを引き出すような助成もあるのではないか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 保護者に対する補助金は17年度から拡大したところであり、継続していく。 また、補助金等審査委員会での指摘事項のとおり、保護者に対する補助だけでなく、各幼稚園の個性を引き出し、区内の私立幼稚園が切磋琢磨し合い資質を高めていけるように、検討していく。</p> <p>手順(どのように) 内部において検討を進める。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年3月までに。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	今年度は、防犯カメラの設置やインターホン及び電気錠の設置等幼児の安全確保のための安全対策事業や、アスベスト対策など、各幼稚園の実情にあった施設整備に対する助成を行い、公立幼稚園との施設面での格差是正に努めた。なお、引き続き個々の私立幼稚園の特徴を生かした助成の仕組みづくりを検討していく。				
18年度に向けての考え方	公立幼稚園及び私立幼稚園の双方を視野に入れた幼児教育の振興に係る取組を行っている観点からも、保護者の負担金の格差を少なくすることは必要であり、平成18年度も保護者に対する補助金を継続していく。 また、補助金等審査委員会での指摘事項については、引き続き幼児教育のあり方の見直しの中で検討していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	9
補助対象団体	四谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 新宿納税貯蓄組合連合会	所管部課	総務部税務課	事業開始年度	昭和26年度
根拠法令(要綱)等	納税貯蓄組合法、新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	納税貯蓄組合連合会への事業助成 1,350,000円	16年度決算 事業名 決算額	納税貯蓄組合連合会への事業助成 1,350,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	期限内納税の促進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及を推進し納税意識の向上を図ることによる安定的な歳入を確保する。				
団体に対する直接の助成目的	法人会や青色申告会等事業所団体はあるが、個人・団体を問わずに結成された団体は他になく、個人レベルでの上記の目的のため助成するものである。	補助対象事業	中学生の税の作文審査、会報発行各種納税推進キャンペーン		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金交付申請書、事業計画書、組合収支予算書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助金実績報告書、組合事業報告書、補助金の収支決算報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(事業計画書の中で、目的に当てはまる項目を確認している。具体的には「中学生の税の作文に要する経費、会報発行経費、口座振替勧奨該当キャンペーン経費等」)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(収支決算書の記載内容を審査し、補助目的に当てはまる項目を確認している。)		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討すべき	(意見)	助成額に比して、新宿区政・区民税にとって効果的な事業が行われているかどうか疑問が残る。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 区にとって税に関する普及啓発の機会が少ない。会報発行等による納税推進の他「中学生の税の作文」は子どものころから納税意識を植えつける効果は高いと考えられる。そうした中で税収や収納率の伸び等目に見えるかたちでの効果はつかみにくい面があるが、補助内容の明確化と補助率の見直しを行う等の改正を行い存続する。</p> <p>手順(どのように) 補助対象事業経費内訳書を様式として追加し補助内容の明確化を図るとともに、補助率を2分の1かつ予算の範囲内とする改正を行う。(従前は予算の範囲内) なお、既に、両納税貯蓄組合と協議を行っており、新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱を改正する。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年度補助金交付申請においては、改正要綱で申請してもらおう方向で改正作業を行う。 具体的には平成17年5月中に要綱改正を行う。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	上記の見直しの趣旨に沿って平成17年5月29日付けで要綱改正を行った。これにしたがい、平成17年度補助を執行したが、結果として予算額全額を執行した。				
18年度に向けての考え方	今回の改正により、補助額は補助対象事業費の2分の1で、かつ、予算の範囲内としたが、平成18年度予算においては、実施事業に見合った精査を行った。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

		番号		10	
補助対象団体	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部所属の公衆浴場経営者	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	昭和52年度
根拠法令(要綱)等	新宿区公衆浴場設備費補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	公衆浴場設備費助成 10,000,000円	16年度決算 事業名 決算額	公衆浴場設備費助成	2,000,000円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	公衆浴場の設備改善に必要な費用について助成を行うことにより、区内公衆浴場の転廃業を防止し、区民の保健衛生のための公衆浴場の確保に資する。				
団体に対する直接の助成目的	浴場設備の改善に必要な経費を助成し、経営の安定化に資する。	補助対象事業	公衆浴場設備のうち、釜、ろ過器、パーナー、水中モーターポンプ、煙突、貯水槽、貯湯槽、冷暖房機及び網入りガラス、その他公衆浴場関連設備		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 交付申請書(連帯保証人あり)、印鑑証明書、工事見積書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 当該設備の設置工事に係る支払いを証する領収書の写し、工事の完工届		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請時要綱に合致しているかを事務的に審査。完了後、現場確認		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 現状の審査を継続		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見)		
見直しの考え方 (17年5月現在)	基本的な考え方 手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	当該補助金は区内の公衆浴場の設備更新に際して工事経費を助成し、公衆浴場を確保することにより、区内の保健衛生の維持・向上させるとともに、地域コミュニティの存続及び醸成を図ることを目的としている。このような公益的な目的と現在の厳しい経営環境を考慮し、引き続き現行での助成を継続する。				
18年度に向けての考え方	現行の助成内容の継続を基本として、より活用しやすい制度にするため、次回申請までの制限期間を短縮する。 金額により、2,4,6,8年を 2,3,4,5年に変更する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	1 1
補助対象団体	協働推進基金(助成金)	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区協働推進基金条例及び新宿区協働推進基金条例施行規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	協働推進基金 3,001,000円	16年度決算 事業名 決算額	協働推進基金	4,088,500円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	NPOとの協働事業や活動を促進するため、区民・事業者等の寄附によって支えられた協働推進基金設置による活動資金助成を行う。				
団体に対する直接の助成目的	NPO活動に資金助成を行い、NPOの財政基盤の強化とNPOの特性を生かした区民サービスの向上を図ることを目的とする。	補助対象事業	登録NPO法人に対し、区民を対象とした非営利活動事業に対し資金助成を行う。		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 規則第6号様式で定める協働推進基金助成金交付申請書及び必要に応じて見積書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 規則第9号様式で定める事業実績報告書(1万円以上の支出については領収書(写し)を添付)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 学識経験者、NPO関係者、区民、事業者等で支援会議を設け、審査を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 事業実績報告書については、ホームページ及び区広報を通じて区民に情報公開し協働支援会議の評価を受ける。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度からの主な変更点としては、下記 から に示す「助成の基本方針」を定めた。 新宿区が取り組むべき課題解決に向けた事業であること。(取り組むべき課題は第四次実施計画で示した4つの課題) NPOがもつ先駆性・専門性を活かした自主的に行う事業活動であること。 助成により新たな事業のスタート、または、継続的事业のステップアップにつながる。 多くの区民の社会貢献活動の啓発に資すること。 <p>手順(どのように)</p> <p>協働支援会議の審議を経て平成17年度協働推進基金NPO活動資金助成実施要領で定めた。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>実施済み</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	<p>その他の見直し等</p> <p>平成18年度の助成規模:助成総額200万円、1事業あたりの助成額30万円または、助成対象事業総額の2分の1のいずれか少ない額を上限とする。</p> <p>募集期間4/17から5/19、助成決定は7月上旬の予定</p> <p>審査機関は前年度同様「協働支援会議」</p> <p>平成16年度助成事業及び平成17年度助成を決定した事業につき、パンフレットを3,000部作成し、登録NPO、特別出張所などの区施設に置き、区民等への周知を図った。</p> <p>平成18年度についても更に工夫を凝らしたパンフレット等を作成し基金に対する理解を求めるとともに、助成事業を中心とした登録NPOの事業報告会を開催する。</p>				
18年度に向けての考え方	<p>補助金については、引き続き、登録NPO法人との協働事業や活動を促進するため継続する。なお、第四次実施計画の重点項目である「NPO等との協働の環境づくりの推進」に向けて、区としても引き続き「協働推進基金」について、拠出金を支出する。平成20年度以降については、寄附実績を踏まえて区の拠出金の必要性を検討する。</p>				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	1 2
補助対象団体	外国人学校児童・生徒の保護者	所管部課	地域文化部文化国際課	事業開始年度	昭和58年度
根拠法令(要綱)等	外国人学校児童・生徒保護者補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金 9,792,000円	16年度決算 事業名 決算額	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金 6,144,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	外国人学校の児童・生徒の就学の安定性を保つとともに、区の重要施策である子育て家庭の支援を充実させるため。				
団体に対する直接の助成目的	経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減することを目的としている。	補助対象事業	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 外国人学校児童・生徒保護者補助金交付申請書 外国人学校児童・生徒保護者補助金調書 保護者の前年の所得を証明する書類	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 外国人学校児童・生徒保護者補助金配分実績報告書 返戻明細書(配分不能な補助金があるとき)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 区職員による書類審査。 当該保護者が要綱に規定する年間総所得の基準に該当するか確認のうえ、申請書及び関係書類を審査し、補助金交付の適否を決定する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 区職員は、補助金の交付を受けた代理人が、当該保護者に配分しているか確認する。 配分不能な補助金があるときは、返戻明細書を返還させる。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要なものがあると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討すべき	(意見)	補助金の申請、請求、受領が、保護者の委任を受けた代理人が行なうという原則は修正するべきである。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23区の状況と、対象となる保護者及び代理人の状況を把握したうえで委員会の意見を前提に検討する。 <p>手順(どのように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23区における同様な補助金制度の状況を調査する。 ・保護者及び代理人の状況を調査する。 ・検討・判断する。 <p>進め方(いつまでに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年7月までに調査等を行う。 ・平成17年9月までに検討する。 ・平成17年10月までに修正する。 				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	補助金の申請、請求、受領は保護者が原則行うよう、要綱を修正した。 補助金の申請書及び案内を学校に送付し、保護者に配布するように依頼した。 1月末日現在では申請受付中。				
18年度に向けての考え方	平成18年度も「補助金の申請、請求、受領は保護者が原則行う」ということで実施する。 保護者及び代理人から意見があった場合は、要綱修正の趣旨を説明し、理解を求めることで制度の定着を図る。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	13
補助対象団体	新宿区商店会連合会	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成8年度
根拠法令(要綱)等	産業振興にかかわる各種団体に対する補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	新宿区商店会連合会[こだわり大賞]事業 補助金 1,260,000円	16年度決算 事業名 決算額	新宿区商店会連合会補助金 1,260,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	区内全体の商店会の振興、発展を目指す。				
団体に対する直接 の助成目的	新宿区商店会連合会が行う事業の補助を することで、魅力ある商店街づくりを支援し、 商店会発展事業の活力とする。	補助対象事業	新宿区商店会連合会が行う事業のうち区長 が必要且つ適当と認めた事業		
補助金 の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 交付申請書 事業計画書 事業費経費別明細 添付書類: 前年度事業報告書・収支決算書 当該年度等事業 計画書・収支予算書 見積書等(10万円以上の経費 のみ) 定款 役員名簿	補助金 の清算/ 実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 実績報告書 事業実施内容書 事業費経 費別明細 添付書類: 請求書 領収書 写真 その他必要と 認めるもの		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的 とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書の事業内容(計画)が補助金交付の目的に沿っているかを審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容 に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告書の事業内容を審査し、必要があるときは、成果が 補助金交付決定時の内容及びこれに付した条件に適合するか、 調査する。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 対象となる事業商店街こだわり大賞が効果的に持続できるような 工夫が必要。例えば、大賞となった商店街等のマップやパンフレッ トを作成してPRするといった支援を考えるべきではないか。		
見直し の考え方 (17年 5月 現在)	基本的な考え方 審査委員会の意見を踏まえ、魅力ある商店会づくり・商店会の発展に必要な事業補助として活用していく。 手順(どのように) 「こだわり大賞」受賞店舗が、拠点として、その地域・商店会に連携し、商店街全体の発展に効果を出しているかを審査、指導してい く。 観光パンフレットや地域だよりへの掲載を検討する。 進め方(いつまでに) 平成18年度より、事業成果審査し、再検討を加える。				
見直し の取組み状 況 (1月末現在)	商工観光課は「こだわり大賞」審査員として書類審査及び審査会に出席し、適正に行われるよう意見を述べている。 「こだわり大賞」受賞店を産業振興を目的とした観光用マップに掲載することを検討している。				
18年度に 向けての 考え方	事業補助を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	14
補助対象団体	新宿区観光協会	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	昭和35年度
根拠法令(要綱)等	産業振興に係わる各種団体に対する事業補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	新宿区観光協会への事業助成 900,000円	16年度決算 事業名 決算額	新宿区観光協会補助金 900,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	新宿区に訪れる多くの観光客等来街者が消費し、地域経済への波及効果をより大きくするために、多様性に富んだ魅力ある観光資源等を積極的に情報発信する必要があるため。				
団体に対する直接の助成目的	新宿区内の観光事業の振興による来街者誘致に伴う産業振興等を図る。	補助対象事業	1 新宿区観光協会HPの充実 2 観光協会の情報発信事業「区内観光地の紹介と宣伝並びに旅客の誘致」		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 「産業振興に係わる各種団体に対する事業補助金交付申請書」 添付書類: (1) 団体の前年度の事業報告書及び収支決算書 (2) 団体の当該年度の事業計画書及び収支予算書 (3) 会則・規約等	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 「産業振興に係わる各種団体に対する事業補助金実績報告書」 添付書類: (1) 事業実績書 (2) 経費明細書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 事業計画書の事業の目的及び内容(計画)に基づき審査し、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助金交付団体に対し補助事業の遂行に関し報告させる。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実施した補助事業の内容、補助金に係る経費明細書、補助事業の成果を記載した実績報告書を審査し、必要があるときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査する。 報告及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区長は当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずる。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 新宿区の観光施策のコンセプトがよく解らず、区が観光協会に期待している役割が見えない。また、新能を含めて観光協会の事業が、新宿の観光に果たしている部分が見えない。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 観光施策を推進するための体制を整備するとともに、新たな補助制度を検討する。新宿区観光協会、新宿PR委員会、財団法人新宿文化・国際交流財団等と行政の協働のあり方、あるいは新しい組織の立上げも含め推進体制の強化を検討する。</p> <p>手順(どのように) 新宿区第四次実施計画の重点事項14「新しい文化・観光施策の推進」:3文化・観光施策の推進体制整備事業を文化国際課と協力して進めるなかで、補助金のあり方を検討する。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成19年度の行政と関係機関との協働の推進体制による事業推進環境の整備にあわせ補助事業も再構築する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	新宿区観光協会、新宿PR委員会、財団法人新宿文化・国際交流財団等と行政の協働のあり方、あるいは新しい組織の立上げも含め推進体制の強化などを検討する。				
18年度に向けての考え方	補助金を廃止する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	15
補助対象団体	有限責任中間法人 戸塚落合経営協議会	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	昭和 46年度
根拠法令(要綱)等	産業振興に係わる各種団体に対する事業補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	新宿区産業団体補助金 300,000円	16年度決算 事業名 決算額	新宿区産業団体補助金 300,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	地域経済の活性化を図る。				
団体に対する直接 の助成目的	当該協議会が行う地域事業者を対象とした 講演会・研修会事業を支援することで、経営 知識の普及・事業者間の交流を推進し、地域 の産業振興を図る。	補助対象事業	講演会・研修会事業		
補助 金の 申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・交付申請書...事業計画書(事業名・実施期日・目的及び内容) 経費明細書(名称・単価・規模・金額) ・添付書類...前年度の事業報告書及び収支決算書 当該年度の事業計画及び収支予算書 定款 役員名簿	補助 金の 清算/ 実績 報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書...事業実績書 (事業名・実施期日・内容・成果) 経費明細書(名称・単価・規模・金額) 領収書等のコピー ・精算書(補助金額確定後に提出)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的 とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書の事業内容(計画)が補助金交付の目的に沿っているかを審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容 に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告書の事業実施内容を審査し、必要があるときは、成果が補助金交付決定時の内容及びこれに付した条件に適合する ものかどうかを調査する。		
補助金等審査 委員会の審査 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 地域的に限定され、不公平感が強い。 「地域産業の振興」という目的に資する事業を展開できるかどうか 疑問である。			
見直し の 考え方 (17 年 5 月 現在)	<p>基本的な考え方 当協議会が行う研修等は地域の産業振興の点から公の補助に値すると考えるが、一方で四谷や牛込の産業団体が復活する見込みは なく、地域的不公平の解消は困難である。 当該補助金の有意義な活用を求めるとともに、補助金のあり方についてゼロベースで検討を行う。</p> <p>手順(どのように) 当該協議会へのヒアリングや書類の審査を行い、当補助金の妥当性・改善策について再度検討を加える。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度予算編成時を目途とする。</p>				
見直し の 取 組 み 状 況 (1 月 末 現在)	当該団体と当区の補助金見直しにおける基本的な考え方(趣旨)を協議し、18年度以降補助金を交付しないことにつ いて理解を得た。 平成17年度は、補助対象事業である「説明会・研修会実施事業」の実績報告を受け、補助金額を「239,000円」に確 定した。				
18年度に 向 け て の 考 え 方	補助金を廃止する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	16
補助対象団体	区内商店街等	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区キラメキ個性ある商店街づくり支援事業実施要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	魅力ある商店街づくり支援事業 70,000,000円	16年度決算 事業名 決算額	キラメキ個性ある商店街づくり支援事業 60,996,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを支援するため				
団体に対する直接 の助成目的	商店街への集客及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与するため。	補助対象事業	施設整備・地域コミュニティ・IT活用等		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 交付申請書 事業計画書 事業費経費別明細 添付書類: 総会資料等 商店街の配置図及び状況写真 見積書 業者選定経過調書等	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 実績報告書 事業実施内容書 事業費経費別明細書 事業効果報告書 添付書類: 契約書 仕様書 完了・検査証 引渡書 会計帳簿 預金通帳 領収証 その他		
	審査の体制・考え方 (区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 申請書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、産業コーディネーター等専門員を含む審査会を開催し、その適否を審査する。 主な審査項目: 事業の緊急性、必要性、効果、独自性等		審査の体制・考え方 (清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか審査する。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 個々の補助事業で終わらせてしまうのではなく、補助対象事業の内容によっては他事業も活用して発展させていくといった補助事業の垣根を超えた活用を考えて欲しい。募集事業がマンネリ化しないよう指導してほしい。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 地域特性を活かした魅力ある商店街づくりへの支援として、商店街への集客及び活性化並びに商店経営力の強化などが総合的に取り組めるように、より効果的な事業活動を促し、地域経済の発展に寄与していく。 (都区連携の支援事業なので都と調整を図っていく。)</p> <p>手順(どのように) 平成17年度からステップアップフォーラム事業を新たに開催し、先行事例等を紹介し、各商店街の自主的な取り組みを促していく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度までに実績、補助の効果等を踏まえて充分検証し、商店街等が自ら企画し、新しい事業に取り組んでいけるよう事業効果報告書の提出を求め、次年度以降の参考にする。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年11月17日にステップアップフォーラムを開催し、事例報告等を紹介して、商店街に自主的な取り組みを促した。また、事業終了時には事業効果報告書を提出させている。				
18年度に向けての考え方	平成18年度の施設整備等に関する事業計画を再度調査し、事業計画が適正に執行できるように支援しながら、事業を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	17
補助対象団体	区内商店街等	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区商店街にぎわい創出支援事業実施要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	商店街にぎわい創出支援事業 63,000,000円	16年度決算 事業名 決算額	ふれあい元気あふれる商店街支援事業 65,404,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを支援するため				
団体に対する直接 の助成目的	商店街への集客及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与するため。	補助対象事業	商店街イベント事業(中元・歳末売出し・イルミネーション設置等)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 交付申請書 事業計画書 事業費経費別明細 添付書類: 見積書 業者選定経過調書 その他	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 実績報告書 事業実施内容書 事業費経費別明細 事業効果報告書 添付書類: 領収証 チラシ・ポスター等 写真 その他		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書の提出を受けたときは、申請内容が適正であるかどうかを審査し、必要に応じて、内容等について指導及び調整を求める。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 報告に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査する。 明細についても精査し、補助対象外経費を除き、補助金額を確定し支払う。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 個々の補助事業で終わらせてしまうのではなく、補助対象事業の内容によっては他事業も活用して発展させていくといった補助事業の垣根を超えた活用を考えて欲しい。募集事業がマンネリ化しないよう指導してほしい。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 地域特性を活かした魅力ある商店街づくりへの支援として、商店街への集客及び活性化並びに商店経営力の強化などが総合的に取り組めるように、より効果的な事業活動を促し、地域経済の発展に寄与していく。 (都区連携の支援事業なので都と調整を図っていく。)</p> <p>手順(どのように) 平成17年度からステップアップフォーラム事業を新たに開催し、先行事例等を紹介し、各商店街の自主的な取り組みを促していく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度までに実績、補助の効果等を踏まえて充分検証し、商店街等が自ら企画し、新しい事業に取り組んでいけるよう事業効果報告書の提出を求め、次年度以降の参考にする。</p>				
見直しの 取組み状況 (1月末現在)	平成17年11月17日にステップアップフォーラムを開催し、事例報告等を紹介して、商店街に自主的な取り組みを促した。また、事業終了時には事業効果報告書を提出させている。				
18年度に 向けての 考え方	商店街が連携してイベント事業を実施することにより、売り上げ向上、活動強化などを促進するため、増額する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	18
補助対象団体	区内商店街等	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区商店街ステップアップ支援事業実施要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	商店街ステップアップ支援事業 2,000,000円	16年度決算 事業名 決算額	商店街ステップアップ支援事業 1,130,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを支援するため				
団体に対する直接 の助成目的	商店街への集客及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与するため。	補助対象事業	商店街等研修事業(研究会・勉強会・講習会等) 商店街プラン策定事業(調査・研究・プラン策定) 商圏拡大・PR事業(ホームページ開設・マップ作成等)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 交付申請書 事業計画書 事業費経費別明細 添付書類: 総会資料等 企画書 見積書 業者選定経過調書等 その他	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 実績報告書 事業実施内容書 事業費経費別明細書 事業効果報告書 添付書類: 契約書 仕様書 完了・検査証 引渡書 会計帳簿 預金通帳 領収証 その他		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、産業コーディネーター等専門員を含む審査会を開催し、その適否を審査する。 主な審査項目: 事業の緊急性、必要性、効果、独自性等		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか審査する。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 個々の補助事業で終わらせてしまうのではなく、補助対象事業の内容によっては他事業も活用して発展させていくといった補助事業の垣根を超えた活用を考えて欲しい。募集事業がマンネリ化しないよう指導してほしい。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 地域特性を活かした魅力ある商店街づくりや地域経済の発展ため、より効果的な事業活動を促し、支援していく。 (都区連携の支援事業なので都と調整を図っていく。)</p> <p>手順(どのように) 平成17年度からステップアップフォーラム事業を新たに開催し、先行事例等を紹介し、各商店街の自主的な取り組みを促していく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度までに実績、補助の効果を踏まえて充分検証し、商店街等が自ら企画し、新しい事業に取り組んでいけるよう事業効果報告書の提出を求め、次年度以降の参考にする。</p>				
見直しの 取組み状況 (1月末現在)	平成17年11月17日にステップアップフォーラムを開催し、事例報告等を紹介して、商店街に自主的な取り組みを促した。また、事業終了時には事業効果報告書を提出させている。				
18年度に 向けての 考え方	商店街が自主的に取り組むさまざまな事業に対し、活性化促進となるよう積極的に継続支援する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

番号 19

補助対象団体	地域活動団体	所管部課	特別出張所	事業開始年度	
根拠法令(要綱)等	新宿区地域協働事業助成要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	(答申名称)公募制自主事業助成 (事業名) 地域協働事業への支援 1,000,000円		16年度決算 事業名 決算額	(答申名称)公募制自主事業助成 (事業名) 地域協働事業への支援 748,050円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	コミュニティ活動の充実と支援 地域協働事業への支援(公募制ふれあい活動推進)				
団体に対する直接の助成目的	地域が行うイベントや協働に向けた活動を行う地域住民や主催団体に対して、公募制自主事業助成を行いより地域に密着した事業を展開できるように支援する。	補助対象事業	コミュニティ団体が実施する地域住民及び団体等が広く交流できる事業で、助成要綱に該当する事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1. 団体の設立趣意書 2. 前年度の活動実績書 3. 補助金交付申請書・補助金交付請求書 4. 事業計画書、収支予算書		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 1. 実績報告書 2. 収支書		
	審査の体制・考え方 (区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 事業計画書、収支予算書の記載内容から担当職員、主査、副所長、所長で審査にあたり、所長が決定する。審査の基準としては、次のとおりである。 1. 別紙「新宿区地域協働助成要綱 第3条」に定める事業		審査の体制・考え方 (清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 事業完了後、提出される実績報告書により以下の内容を審査する。 1. 事業の成果が補助金交付決定の内容に適合していたか。(要綱第7条)		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) ④ 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 1 テーマを選び目的を明確化し、新たな団体も参加し易くする。 2 審査にあたっては、透明性、公平性を図り、また、既存の補助金にも公募制を採用、活性化する。 3 提言の趣旨を十分検討し、積極的な改善に取り組む。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 地域センターの補助事業のうち、センターまつり、地域便り及びその他施設の利用を促進する事業について、指定管理料に組み替え、これ以外のものを公募制補助金に組み替えていく。 審査に当たっては、透明性を担保するため、地区協議会において審査することを検討していく。</p> <p>手順(どのように) 地域センターの事業補助金について内容、性質を検討し、指定管理料と補助金とに分けていく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年度 地域センター事業補助金を指定管理料と公募制補助金とに分ける検討を行う。 平成18年度 公募制自主事業助成の実施方法について、検討する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	地域センター管理運営委員会自主事業補助金の見直しについては、当初スケジュール予定のとおり作業を進めている。したがって、地域センター事業等補助金から公募制補助金への移行事業についても今年度内の見直しに向け、準備している。				
18年度に向けての考え方	地域センター事業補助金の見直しに併せ、コミュニティ事業のあり方を検討するとともに、地域活動活性化の支援として「公募制自主事業助成」制度をさらに充実していく。なお、公募制自主事業助成の実施にあたっては、一層の透明性と公平性を確保するため平成17年10月、11月に設立した各地域の地区協議会を審査機関とする方向で調整する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	20
補助対象団体	地域センター管理運営委員会	所管部課	特別出張所	事業開始年度	各センター 設立年度
根拠法令(要綱)等	東京都新宿区地域センター事業補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	(答申名称)地域センター管理運営委員会 (事業名) 区民センターの管理運営 13,787,000円	16年度決算 事業名 決算額	(答申名称)地域センター管理運営委員会 (事業名) 区民センターの管理運営 13,498,483円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	ともに学ぶ、文化とふれあいののあるまち コミュニティ活動の充実と支援				
団体に対する直接 の助成目的	地域の交流機会を充実させ、イベントの開 催を支援する。	補助対象事 業	地域センター管理運営委員会自主事業		
補助 金 の 申 請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 補助金交付申請書・補助金交付請求書	補 助 金 の 清 算 / 実 績 報 告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 1. 実績報告書 2. 補助金清算書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 事業計画書、収支予算書の記載内容から担当職員、主査、副所長、所長で審査にあたり、所長が決定する。審査の基準としては、次のとおりである。 1. 地域住民を対象とした事業であること。(要綱第2条補助対象事業) 2. 公益性が高いこと。 3. 地域の交流に資する事業であること。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 事業完了後、提出される実績報告書により以下の内容を審査する。 1. 事業の成果が補助金交付決定の内容に適合していたか。 (要綱第8条、9条)		
補助金等審査 委員会の審査 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意 見)	管理運営委員会の事業とはどんなものを想定しているか。		
見直し の 考 え 方 (17 年 5 月 現 在)	<p>基本的な考え方 地域センターの補助事業のうち、センターまつり、地域便り及びその他施設の利用を促進する事業について、指定管理料に組み替え、これ以外のものを公募制補助金に組み替えていく。</p> <p>手順(どのように) 現行の補助事業について内容、性質を精査し、補助内容を見直し、指定管理料と補助金とに分けていく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年度 現行の補助金を指定管理料と補助金とに分ける検討を行う。 平成18年度 上記検討を踏まえた指定管理料での事業実施に努める。</p>				
見直しの 取組み状 況 (1月末現在)	地域センターの管理運営委員会に対し、指定管理者制度導入に伴う委託料等について協議するなかで、補助金等についても説明している。今後は、各センターごとに補助事業の見直し作業を進めていく。				
18年度に 向けての 考え方	現行の補助事業のうち、「センターまつり」、「地域だより」及びその他施設の利用を促進する事業を、指定管理料に組み替える。 また、これに併せ施設の利用促進に該当しない事業については、地域センター事業から公募制自主事業助成へ組み替えることとし、コミュニティ事業の推進を図る。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	21
補助対象団体	地区民生委員・児童委員協議会	所管部課	福祉部管理課	事業開始年度	昭和44年度
根拠法令(要綱)等	地区民生委員・児童委員協議会研修活動助成金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	各地区における民生委員・児童委員研修 に対する補助金 900,000円	16年度決算 事業名 決算額	民生委員児童委員協議会補助金 900,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	民生委員・児童委員相互の連携と質の向上をはかり、地域における行政との協働活動の充実をめ ざす。				
団体に対する直接 の助成目的	区政と行政のパートナーシップによるまちを つくるため、地域福祉の担い手である民生・ 児童委員相互の連携、質の向上を図る	補助対象事 業	地区民児協が自主的に実施する事業のうち、 資質の向上を目的として行う研修会又は講演 会、民生委員の職務上必要とする調査、企画 及び施設視察		
補助 金 の 申 請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 助成金交付申請書 1. 事業計画書 研修日時、研修目的、所要経費を記載 2. 収支予算書 3. 規約 4. 役員名簿	補助 金 の 清 算 / 実 績 報 告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実績報告を徴する。 研修日時、一日又は、宿泊研修の所要経費(旅費、講師 代、会場使用料、施設見学料等)を記載する。		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的 とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査を行う。 ・研修に要する経費、助成対象経費を旅費、講師代、会場使用 料、施設視察費別に記載する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容 に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 一日研修、宿泊研修に要する経費のうち、バス代、講師代、会 場使用料、施設視察費、入館料の記載を求めている。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) ④ 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要と思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意 見)	民生委員活動の重要性から、委員の資質の向上につながる活動 へ助成するという見直し案は評価できる。 ただ、この助成以外の民生委員の活動内容に対する区の支援や 住民に対する周知については不十分ではないか。		
見直し の 考 え 方 (17 年 5 月 現 在)	基本的な考え方 新宿区民生委員・児童委員協議会への団体補助を、具体的に、各地区協議会が行っている各種研修を支援することにより、民生委員 の協働の質の向上を図る。また、平成17年度からは、民生委員・児童委員活動啓発リーフレットを作成し地域住民への周知を強化す る。 手順(どのように) 各地区の民生委員・児童委員協議会会長、会計に対し趣旨を説明、申請方法についての指導を行った。 進め方(いつまでに) 平成17年度に実施する。				
見直し の 取 組 み 状 況 (1月末現在)	各地区民生委員・児童委員協議会の宿泊・一日研修は7地区全地区実施した。助成金が事業補助となって、各地区 とも研修の取り組みが、より活発になり内容も充実している。事例検討、活動記録集計報告書の記載について学び あった地区、社会教育施設見学や子どもの安全安心のための知識、伝承あそび等の出前サービスのための技術習 得向上に取り組んだ地区など、助成金は効果的に活用されている。また民生委員・児童委員活動啓発リーフレットを 作成した。				
18年度に 向けての 考え方	平成17年度同様、事業補助により、事業を展開していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	2 2
補助対象団体	新宿区遺族会	所管部課	福祉部管理課	事業開始年度	年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	新宿区遺族会補助金 315,000円	16年度決算 事業名 決算額	新宿区遺族会補助金 315,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	新宿区遺族会への事業補助を通じて、新宿区として、戦没された方々への慰霊及び関係ご遺族へのいたわりの意を表す。				
団体に対する直接の助成目的	慰霊祭主催及び他所巡拝等の参加により、戦没者を追悼し恒久平和を願う運動事業の円滑な運営を図る。	補助対象事業	慰霊祭運営に要する経費、及び参拝等高級平和運動参加にかかる経費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1. 当該年度の事業計画書及び歳入歳出予算書 2. 前年度の事業報告書及び歳入歳出決算書 3. 会の規約 4. 役員名簿	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助金の申請時に事業報告書並びに歳入歳出決算書の提出を求め、補助金の趣旨に沿って事業が執行されているかを審査している。		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 具体的な活動計画を記載した事業計画書、並びに歳入歳出予算書の提出を求めて職員による審査を行っている。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 具体的な活動内容を記載した事業報告書、並びに歳入歳出決算書の提出を求め、職員による審査を行っている。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 終戦後60年経過し、遺族会の会員も高齢化し代替わりしている。遺族会に対する補助だけをもって戦没者への慰藉とするのはどうか。ひとつの区切りとして考えてもよい時期に来ているのではないか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 新宿区遺族会は、区内戦没者慰霊祭の主催、及び他所巡拝等の参加を通じて、戦没者への慰霊、追悼、ひいては平和社会の実現へ向けて真摯に取り組んでいる。こうした活動は区内戦没者やそのご遺族に対する新宿区の思いに合致するものであり、引き続き補助金の対象としたい。ただし、従来の団体運営補助を改め次の三事業のみの事業補助とする。また、対象経費については十分に精査し、補助要綱を策定して補助を実施することとする。対象事業 区内戦没者慰霊祭 沖縄慰霊巡拝(東京の塔) お遺骨お出迎え(千鳥ヶ淵墓苑)</p> <p>手順(どのように) 新宿区遺族会との話し合いながら、主旨の十分な理解を求めたうえで実施したい。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年度から実施する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年度から要綱を策定し、団体補助から事業補助とすることで新宿区遺族会から理解を得た。平成17年度から補助対象事業を明確にし、事業実績に応じた精算を行うこととした。				
18年度に向けての考え方	平成17年度補助事業の実績を踏まえて、平成18年度予算を要求していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	23
補助対象団体	新宿区に住所を有する障害者(その家族を含む。)及びその他の区民並びにそれらのものが組織する団体	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区障害者福祉活動基金条例 新宿区障害者福祉活動基金条例施行規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	障害者福祉活動事業助成等 5,000,000円	16年度決算 事業名 決算額	障害者福祉活動事業助成等 3,992,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため助成金を交付し、心身障害者の福祉の増進を図る。				
団体に対する直接の助成目的	障害者の自立及び社会参加を促進する活動に助成を行い、もつて障害者福祉の増進を図るため	補助対象事業	障害者の自立及び社会参加を促進する目的で行われる、次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 学習事業及び研修事業 (2) 調査研究事業 (3) 福祉教育事業及び啓発事業 (4) 福祉器具及び福祉器材の開発、整備等に関する事業 (5) 他の模範となる事業 (6) その他区長が認めた事業		
補助金の申請	<p>補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区障害者福祉活動事業助成金交付申請(申請書・事業計画書・申請内訳書) 事業計画書内容 「事業名」「参加者内訳」「事業目的趣旨」「事業内容(実施プログラム)」「団体の概要」「他の補助金申請状況」 ・添付文書 「設立趣旨」「日常の活動状況」「名簿」等の資料 <p>審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 上記の提出書類により、対象事業の目的・趣旨が補助金の目的に合致しているかどうか、実施プログラムの内容・ボランティア人数等で事業を無理なく効果的に行えるかどうかを、新宿区障害者福祉活動事業助成金配分委員会(委員長:福祉部長、委員:福祉部管理課長、障害者福祉課長、健康部計画推進課長、生涯学習振興課長)で審議し、配分額を決定する。</p>	<p>清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書(収支清算書・事業実施報告書・経費支出内訳書) 事業計画書内容 「事業名」「参加者内訳」「事業内容(実施プログラム)」「事業のまとめ」 ・添付文書 領収書・参加者名簿・パンフレット等、実施事業が具体的に確認できる資料 <p>審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告書提出時に、担当者がヒヤリングを行う。 その後、提出された書類により「補助金が適正に支出されたか」「その事業により障害者の自立・社会参加が増進したか」等について、課内にて審査を行い、回議により決定を行う。</p>			
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 団体の活動状況の効果検証を行っているのか。効果検証を受けて、団体の活動に助言を行うことも考えるべきではないか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果検証については、実績報告書をもとに配分委員会で評価を行う。 ・補助対象事業について、団体の自主性を尊重しながら、効果を最大に上げるための必要な助言等を行う。 <p>手順(どのように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績報告書の記入内容について検討を行い、より効果検証を行いやすいものとする。 ・新たに事業に関する自己評価を中心とした「中間報告」(本年度は2月上旬実施予定。来年度以降は10月実施予定)の提出を求める。 ・上記実績報告書及び中間報告書により、必要に応じて団体の自主性に配慮し、助言を行う。 <p>進め方(いつまでに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業年度内に行う。 				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・5月31日 新宿区障害者福祉活動事業助成配分委員会において、補助金の効果検証方法等について協議を行い、本年度補助金交付時に補助金の見直しについて交付団体あて説明を行うこととした。 ・6月20日 障害者福祉活動助成金交付説明会を開催。本年度助成金についての説明及び補助金見直しの趣旨、実績報告様式の変更の説明を行った。 新様式については、年内に団体側に示し、必要に応じて説明会を行うこととした。 ・12月26日 新実績報告書様式を団体あて発送 ・1月18日 中間報告書様式を団体あて発送。2月3日提出期限。 ・現在 中間報告受付中 				
18年度に向けての考え方	平成18年度から事業評価を的確に反映させた補助金交付決定を行う。 これまでの「補助金等の見直し」方針に基づき、「中間報告」「実績報告」により補助事業の効果検証を行い、事業評価を反映させた補助金交付決定を行う。 また、上記報告により必要に応じて団体の自主性に配慮しつつ、助言を行っていく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	24
補助対象団体	新宿区母子福祉会	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	新宿区母子福祉会 135,000円	16年度決算 事業名 決算額	新宿区母子福祉会 135,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	母子及び寡婦相互の親睦・健全育成を促進し、地域における相談業務等を通して福祉の増進を図る。				
団体に対する直接の助成目的	母子家庭の母の自立促進及び児童の福祉向上	補助対象事業	交流会等の事業実施・研修会・相談業務に関わる諸経費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1.前年度収支決算報告書 5.会規約 2.当該年度収支予算書 6.役員名簿 3.前年度事業報告書 4.当該年度事業計画書(月例会・総会・旅行会・研修会・都母協会会長会・観劇会・母子お楽しみ会)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 1.収支決算報告書 2.事業報告書(月例会・総会・旅行会・都母協会会長会・研修会・観劇会・新年会)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 区職員による審査 事業計画書は補助内容に該当する項目を全て記入の上、内容については当事者から聴取により補足して審査を実施している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 区職員による審査 報告書により交付条件に見合った用途であるか各々の実施事業について参加月日・場所等を確認し審査している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき ① 廃止の方向で検討するべき	(意見) 母子家庭、父子家庭の現況と比して、現在の母子福祉会の活動は「母子及び寡婦世帯相互の親睦・健全育成を促進し、地域における相談業務等を通して福祉の増進を図る」という目的に応えているとは言えないのではないか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 (1)平成18年度以降は助成制度を廃止する。 (2)平成17年度予算の執行にあたって、母子福祉会から補助金によらず事業を実施していく旨の申し出があったので予算執行しない。</p> <p>手順(どのように) 平成17年度からの事業補助への移行に向け、昨年度団体との協議及び補助金等審査委員会のヒアリングが行われた。これを受け、事業補助の対象とすることが適当な事業の提案を求めたが区の政策目的に照らし十分な提案はなかった。17年5月上旬、母子福祉会に審査会の答申内容を説明し、団体の意向を聞いた。団体から、今後は補助金によらず自主的な事業を展開していきたい申し出があった。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年度から廃止</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年5月母子福祉会に対し、審査会の答申内容の説明を行った。同会より、今後補助金申請はしないとの意向を確認し、平成17年度から廃止とした。				
18年度に向けての考え方	平成17年度に見直しを完了したため、18年度予算には計上しない。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	25
補助対象団体	ゆったり～の(旧北山伏保育園を利用して自主的な子育て支援事業を実施する住民団体)	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区北山伏子育て支援協働モデル事業助成要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	補助事業終了、委託事業化 北山伏子育て支援協働モデル事業 0円	16年度決算 事業名 決算額	北山伏子育て支援協働モデル事業 1,425,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	北山伏保育園廃園後の施設を活用した協働による子育てを支える活動に対する経費を助成することにより、児童の福祉を増進する。				
団体に対する直接の助成目的	区内の遊休施設を住民参加により、子育て支援のニーズに基づき効果的に活用していくモデル事業とするため。	補助対象事業	施設において実施する事業に対する経費の事業助成及び初年度の用品等調達経費の立上助成		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 定款又は規約、役員名簿、活動計画書、歳入歳出予算書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 年間登録数、利用者数、開館日数、助成金収支決算・精算書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 事業決定にあたり、評価委員会は区職員で構成したが、事業案発表会及び事業案発表会に参加した区民の事業案アンケート等の結果をふまえ、事業内容を評価し、決定した。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告により、区内の遊休施設を住民参加により、子育て支援のニーズに基づき効果的に活用していることを審査した。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	事業の趣旨としては面白い。今後力を入れていく分野であると思う。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 区民と区との協働のしくみを確立させ、事業の継続を図る。</p> <p>手順(どのように) 補助事業ではなく、区の委託事業として事業を進めていく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年4月から補助事業から委託事業に変更を行った。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年度から委託費に組み替えた。4・5歳児親子ひろば事業に対する助成制度を新たに作り、平成18年度から実施していく。				
18年度に向けての考え方	0・1・2・3歳児については、平成17年度に引き続き、乳幼児の親子のつどいのひろばとして委託事業としていく。また、平成18年度から4・5歳児親子ひろば事業に対して、事業実施状況に応じた助成制度を新たに設け、助成を行っていく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	26
補助対象団体	新宿子育て情報局	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区区民とつくる子育て情報局事業助成要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	区民とつくる子育て情報局 (ホームページの運用管理)	16年度決算 事業名 決算額	区民とつくる子育て情報局	381,000円	
	1,115,000円				
補助することで達成しようとしている区の政策目的	子育て支援について新宿区は様々な施策を展開してきたが、その情報提供についてもわかりやすく魅力ある内容で、子育て家庭に届く発信が求められている。そこで、子育て家庭が求める内容と時期を捉えた情報発信を実現するため、区内の子育てグループ等に対して区が支援することにより、区民による地域発の情報と区の情報を網羅した、わかりやすいホームページを整備する。				
団体に対する直接の助成目的	区と協働して作成する子育てに関する総合的なホームページの作成・運用・管理に係る費用の一部を助成することで、常に最新の情報を提供するとともに、さらにコンテンツを充実させて、子育て家庭に対して魅力のある、役立つホームページの運営を目指す。	補助対象事業	区と協働して作成する子育てに関するホームページの作成、運用、管理		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・新宿区子育て情報局事業助成金交付申請書 (様式に活動計画書、収支予算内訳書を含む) 活動計画書の内容:活動の具体的な内容(ホームページの運用・管理方針及び目標)、活動のスケジュール (添付書類) 当該申請団体の規約、当該申請団体の会員名簿添付	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・収支決算報告書 ・新宿区子育て情報局事業実績報告書 内容:ホームページの概要、更新履歴、アクセス数内訳(アクセスログ解析資料添付)、活動のまとめ、収支決算内訳書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 上記提出書類により、ホームページの適正な管理・最新の情報提供・更なる内容の充実を図り、助成目的に合致した活動が行われるかを、区職員が審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 上記提出書類により、ホームページの運用管理体制・内容の更新頻度・活用度等、計画書の内容に対する達成度等について審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) ホームページを立ち上げることは悪いことではないが、子育て支援にどれだけ効果があるかよく検証していく必要がある。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 子育てに関する総合的な情報源の整備については要望が高く、特にホームページは最新の情報を提供しやすい。IT環境の整備が進み、アクセスできる世帯数も伸びていることから、情報提供手段として非常に有効であると考え、今後は効果を検証する方法について検討し、事業の評価をした上で、運用管理に係る経費の助成を継続していきたい。</p> <p>手順(どのように) 効果の検証方法について、アクセス数推移のデータ分析やホームページに寄せられる意見収集を進める。また、他自治体の事例等も参考にしながら、より効果的な方法についても検討し、事業評価を行う。</p> <p>進め方(いつまでに) アクション04事業のため、平成17年度から平成18年度にかけて、調査・検討・分析を実施し、平成19年度予算編成時期までに、今後の支援の仕組みについて検討を行い、方針を決定する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	月ごとのアクセス件数だけでなく、詳細なホームページのアクセス解析データを取得できる仕組みを整備した。今後、データを活用し、さらに効果の検証を進める。				
18年度に向けての考え方	平成17年度はホームページの更新や新規ページの作成等の運用も随時行われ、アクセス件数も順調に推移しており、平成18年度予算は平成17年度と同規模の予算とした。18年度に向けて、さらに充実したホームページを目指し、運用体制等を整備していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	27
補助対象団体	新宿区内の公園でプレイパーク活動を実施するNPO団体等	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区プレイパーク活動助成要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	プレイパーク活動への支援 624,000円	16年度決算 事業名 決算額	プレイパーク活動への支援 102,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民主体のプレイパーク活動について、その経費の一部を助成することにより、新宿区内の公園において児童が安心してのびのび遊べる環境を確保する。				
団体に対する直接の助成目的	プレイパーク活動(児童の自発性を尊重し、自由な遊びの展開を支援するとともに、遊びの環境を確保する)を支援する。	補助対象事業	児童の自発性を尊重し、自由な遊びの展開を支援するとともに、遊びの環境を確保するために配置するプレイリーダー等に支払う謝礼の一部。		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 団体の定款又は規約、団体の会員名簿(会員に役職がある場合は、当該役職が判明するもの)、当該年度の団体の活動計画書、当該年度の申請団体に関する歳入歳出予算書、その他(前年度の活動実績書・歳入歳出決算書等)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 助成対象活動の内容、助成対象活動のまとめ(感想やこれからの課題等)、参加者内訳、助成対象活動の収支決算内訳、プレイリーダーへの謝礼の支払を証する書面		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による助成金配分委員会を設置。公募により毎月末に交付申請にあたって提出された書類により審査し、助成金の適正な配分(助成金の交付の可否及び助成金の額の決定)及び効率的運用を図っている。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 対象活動実施後、実績報告書と支払いを証する書面の提出を受け、内容を審査するため、適正な交付を確保している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	安全面等色々配慮する必要があるが、事業の趣旨としては面白い点がある。 実績を見て、将来展望を行うべきである。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 児童が自分の責任で自由に遊び、自主性・創造性・協調性を育む屋外遊びの場が求められている。児童のこうした遊びの展開を支援し、安心して遊べる環境を確保するため、児童の見守りを行うプレイリーダー等が必要である。 実績を見て、将来展望を行っていく。</p> <p>手順(どのように) 交付実績のある団体の意見を聞くとともに、他の助成事業との比較検討を行う。</p> <p>進め方(いつまでに) アクション04事業のため、平成19年度予算編成時期までに行う。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	所管課において交付実績のある団体及び新たに活動を開始したい意向のある方と協議を重ね、助成対象経費の拡充や限度額の引き上げなどの助成のしくみについて意見交換を行い、区全体のプレイパーク活動の将来展望を行う準備を進めている。				
18年度に向けての考え方	区全体のプレイパーク活動の将来展望のため、活動団体を構成員とする協議会の設立を支援し、プレイパーク活動の区内全域での展開を見据えた事業計画案の作成を委託するとともに、実施団体と区の関係各課との協議の場を設ける。本事業の助成については、全区的な展開に必要なプレイリーダーの配置や研修、活動材料の購入経費に対象を拡充する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	28
補助対象団体	区が認めた民間学童クラブ事業者	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	民間学童クラブ運営費等助成 19,495,000円	16年度決算 事業名 決算額	民間学童クラブ運営費等助成 7,018,200円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	小学校区域内に学童クラブがなく、近隣の学童クラブ需要が多い地域にある民間学童クラブに対し助成をおこない、対象児童の保護と安全性及び利便性の向上を図る。また、時間延長や休日利用など多様なニーズに対応する。				
団体に対する直接の助成目的	事業運営費用の一部を助成することにより、児童福祉の増進を図る。	補助対象事業	指導員報酬、パート賃金、共催費事業者負担分、事業運営に要する教材費等、保険料、賃貸借料		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 申請書、補助金所要額内訳、事業実施計画書(実施施設の所在地及び構造、開設年間日数及び時間、在籍児童数、指導員数)、歳入歳出予算見積書、法人定款又は規約、登録児童名簿、指導員調書・履歴書・資格証明書、施設現況調書、賠償保険及び傷害保険申込書の写し、その他必要書類(土地建物賃貸借契約書等)		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 毎月:利用状況報告書(開設日数、利用登録児童数、曜日及び学年別の利用児童数) 年度末:事業実績報告書(開設状況、登録児童数、職員の配置状況)、収入支出決算書、その他必要書類		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 原則として、区職員による民間学童クラブ補助予定事業者選定委員会を設置し、公募により、理念、基本方針、施設規模・職員・運営内容等事業内容、実施方法、事業実施に関わる予算計画等を提出させ、事業者を選定。 選定した事業者に毎年度上記交付申請書類を提出させ、その内容について審査している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 上記の報告書類により学童クラブ事業の実施状況及び決算状況を審査し、目的及び成果を確認している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない ④ 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 必要性を詳細に検証する必要があるのではないか。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 学童クラブ需要の多い地域については、民間学童クラブへの支援は地域の児童の健全育成において、必要な施策である。また、利用ニーズにあった多様で柔軟なサービスの供給が出来るため効果も大きい。今後は、区が設置する学童クラブと利用者のニーズにあった選択が可能となるように、助成方法も継続的に検討していく。</p> <p>手順(どのように) 民間学童クラブ利用状況や事業内容等について評価を行い、学童クラブ需要を見極めながら、効果的な助成方法を検討していく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度予算に反映させる。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年度、民間学童クラブの利用実態に合わせ、初年度登録児童10名未満のクラブについても指導員報酬及び施設賃借料の補助する要綱改正を行った。				
18年度に向けての考え方	平成18年度の施設賃借料については、月額を引上げる方向で事業を見直す。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	29
補助対象団体	民間学童クラブ利用児童保護者	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区民間学童クラブ利用料助成要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	民間学童クラブ運営費等助成 336,000円	16年度決算 事業名 決算額	民間学童クラブ運営費等助成	0円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	生活保護世帯、住民税非課税世帯及び兄弟姉妹利用者に対する利用料の一部助成を行い、区が設置する学童クラブ利用者と公平性を図る。				
団体に対する直接の助成目的	民間学童クラブを利用する保護者に対し、利用に必要な経費の一部を助成する。	補助対象事業	利用料		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 申請書、生活保護証明書又は非課税証明書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 利用料の支払いを証する書面		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 生活保護証明書又は住民税非課税証明書により、要件を満たしているかどうか審査している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 利用料の支払いを確認することにより、区が設置する学童クラブ利用者との公平性を確保している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない ④ 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 必要性を詳細に検証する必要があるのではないか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 区が事業実施する学童クラブ利用者との公平性を保つために、生活保護、非課税、兄弟利用世帯に対して必要な助成制度と考える。</p> <p>手順(どのように) 助成状況の検証</p> <p>進め方(いつまでに) 平成16年度の区学童クラブ利用者との公平性について助成実績を検証し検討する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	区学童クラブでの利用料減額の状況や民間学童クラブ利用者についての助成実績の検証を行った。				
18年度に向けての考え方	同様な減額制度がある区学童クラブ事業利用者との公平性を保つためにも、引き続き必要な制度として実施していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	30
補助対象団体	ひろばで一時保育を受託する事業者	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	新宿区ひろば型一時保育補助要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	ひろば型一時保育補助事業 2,912,000円	16年度決算 事業名 決算額	未実施 円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	区内の地域子育て支援センター等、乳幼児とその親子が日常的に利用できる親子のつどう場で一時保育を行い、在宅で子育てしている家庭を支援する。				
団体に対する直接 の助成目的	自主事業に助成することで、在宅子育て家庭のニーズにこたえる。	補助対象事業	ひろば型一時保育補助事業		
補助金 の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1.申請書 2.活動計画書 事業対象 実施期間 開設時間 従事職員 利用定員 安全対策 加入保険 3.予算書	補助金 の清算/ 実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 1.実績報告書 実施日 実施時間 利用人数 2.従事職員出勤簿		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 区職員による審査 事業内容が充実かつ良質なものであるか、安全基準は満たされているかなどを基準に審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 区職員による審査 事業実施の実績に基づき補助金を確定し支出するため、適正な交付が確保できる。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) パイロット事業としては意義がある。実績を見て事業内容を見直し ていく必要がある。			
見直し の考え方 (17年 5月 現在)	基本的な考え方 平成17年度からの新規事業のため、利用状況等を見極めながら検討をおこなう。 手順(どのように) 7月、10月、1月に事業者ヒアリングと利用者ヒアリングを実施する。 進め方(いつまでに) 利用状況を検証し、効果的な補助方法を検討の上、18年度予算に反映させ				
見直し の取組 状況 (1月末 現在)	第1回ヒアリング 6月30日に利用者及び事業者の面接調査を実施 内容 利用者から 利用の動機 他の保育サービスとの比較 利用後の満足度 再利用の意向について聞く 事業者から 区民の反響 利用者の傾向 利用者からの要望 本事業の課題について聞く 第2回ヒアリング 10月上旬に利用者アンケートを実施 内容 利用理由 利用者評価 今後の利用希望について聞く 利用者評価は、66%が非常に満足しており、やや満足を含めると94%となる。				
18年度に 向けての 考え方	平成18年度は平成17年度と同じ規模で事業を実施していく。今後は、利用実績、利用者及び事業者の意見を踏まえ、より在宅家庭のニーズにあった事業として、展開していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	31
補助対象団体	新宿区保護司会補助金	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	昭和39年度
根拠法令(要綱)等	新宿区保護司会事業補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	各種団体事業助成(新宿区保護司会) 720,000円	16年度決算 事業名 決算額	新宿区保護司会補助金	720,000円	
補助することで達成しよう としている区の政策目的	区民と行政のパートナーシップによるまちづくり				
団体に対する直接 の助成目的	青少年非行防止・地域環境浄化活動の推進	補助対象事業	青少年健全育成のための諸活動(事業例:社会を明るくする運動強調月間事業・防犯少年野球大会、防犯パトロール等)		
補助金 の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 事業計画書(事業名、実施日、実施場所、予算額、経費説明 補助金申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実績報告書(事業名、実施日、場所、参加人員、 経費、経費説明) 決算報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 事業計画書の内容が要綱の補助対象事業及び対象経費(別表)の項目に合致しているか審査する。	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告書により職員が審査			
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 保護司の活動の重要性から支援することは理解できるが、見直し案で示された事業はふさわしいものとは思えない。むしろ、保護司の活動の周知とか、理解を深めるといった活動への助成の方がよいのではないか。			
見直し の考え方 (17 年5 月現在)	<p>基本的な考え方 保護司会は、犯罪や非行を犯した人の立ち直りを地域で支えるボランティア団体として、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とし、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に取り組んでいる。これは、区が推進する青少年の健全育成に資するものであり、保護司会の事業について助成することは適切である。事業については、保護司の活動の周知や理解を深める事業も対象に考える。</p> <p>手順(どのように) 平成16年度に団体補助から事業補助に移行することを保護司会に説明した。これに伴い実績を見て保護司会と協議をし、補助対象事業を明確にしていく。</p> <p>進め方(いつまでに) 保護司会と協議を行い補助対象事業を明確にし、平成18年度から反映させる。</p>				
見直しの 取組み状 況 (1月末現在)	保護司会と協議を行い、平成17年度から補助対象事業を「社会を明るくする運動」等青少年の健全育成活動及び社会環境の改善活動に関する事業とし、その対象事業の実績に応じて清算を行うこととした。				
18年度に 向けての 考え方	保護司会から提出される補助金対象事業計画書と平成17年度の補助金対象事業の実績を踏まえて、引き続き補助金を支出する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	3 2
補助対象団体	地区青少年育成委員会	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	昭和47年度
根拠法令(要綱)等	新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	地区青少年育成委員会活動への支援 8,470,000円	16年度決算 事業名 決算額	地区青少年育成委員会補助金 8,470,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民と行政のパートナーシップによるまちづくり				
団体に対する直接の助成目的	地域の特色を活かした青少年の健全育成の推進	補助対象事業	各地区の青少年健全育成を目的とした事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 事業計画書(事業名、実施日、実施場所、予算額、経費説明) 補助金申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実績報告書(事業名、実施日、場所、参加人員、経費、経費説明) 決算報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 事業計画書の内容が、要綱の補助対象事業及び対象経費(別表)の項目に合致しているか審査する		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 事業終了ごとに報告書を提出させる。また必要に応じて職員が実際に事業に参加している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 各団体に同額で助成を行うという従来と変わらぬ見直し案では、個々の育成会の活動を活性化させることにはならないと考える。また、区が、地域における地区青少年育成委員会の役割をどのように考え、他の地域団体やNPOなどの関係をどのように整理しようとしているか充分検討する必要があると思われる。なお事業の活性化のため、公募制の採用を検討すべきである。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 育成会の行う青少年健全育成活動は、地域との協働で行う次世代育成の取組みとして評価できる。各地区同額の補助金については精算を行い、都市と農村の交流事業の統合などを通じ、活動に応じた補助を行なっていく。また、育成会は、地域における子どもに関わる育成組織や団体が参加している青少年に関する総合的な組織と位置づけられており、NPOや個々の団体が行う育成活動に助成するものではないと考える。</p> <p>手順(どのように) 補助金等審査委員会の審議状況を受け平成17年2月に補助金説明会を開催し、事業補助としての適正な執行を行うための、補助対象経費の明確化や清算について説明し、これに伴い平成17年4月に補助金交付要綱を改正した。また、子どもに係わる地域団体、NPO等を調査し育成会に情報を提供し協働を推進するとともに、都市と農村の青少年交流事業との統合を検討し、企画書(「地域の青少年の係わり方」「期待される効果」等記入したもの)を提出させ公募制の趣旨を踏まえたものとし、配分等を審査する。</p> <p>進め方(いつまでに) 今後、各地区育成会と協議し都市と農村の青少年交流事業との統合を検討する。また、育成会が地域の子どもの関わる総合的な団体として、地域の中で他の子ども関連団体や、NPOとの連携、協力したり、その活動を支援、調整することができるように支援していく。平成18年度予算から反映する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	都市と農村の青少年交流事業の補助金の統合については、各地区育成会及び事業実施PTAに説明し統合することとした。また、育成会事業の補助金については、対象事業を明確にし平成17年度の事業実績に応じ清算を行う。				
18年度に向けての考え方	各地区育成会から、都市と農村の青少年交流事業を含めた補助金事業計画書を提出させ、平成17年度の実績を踏まえて、引き続き補助金を支出する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	33
補助対象団体	都市と農村の青少年交流事業	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	昭和59年度
根拠法令(要綱)等	新宿区都市と農村の青少年交流事業補助金				
17年度予算 予算事業名 予算額	地区青少年育成委員会活動への支援 (都市と農村の青少年交流事業) 840,000円	16年度決算 事業名 決算額	都市と農村の青少年交流事業 630,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	生きる力をはぐむ教育				
団体に対する直接 の助成目的	都市と農村の交流事業の活性化	補助対象事業	交流事業に必要な交通費の一部補助。(対象者:青少年育成委員会、PTA)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金申請書(事業名、実施日、実施場所、交流内容、予算額、)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実績報告書(事業名、実施日、場所、参加人員、経費、経費説明)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書に記載された事業内容が要綱の補助事業に合致しているか審査する		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 事業終了後実績報告書により審査		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 各団体に同額で助成を行うという従来と変わらぬ見直し案では、個々の育成会の活動を活性化させることにはならないと考える。また、区が、地域における地区青少年育成委員会の役割をどのように考え、他の地域団体やNPOなどの関係をどのように整理しようとしているか充分検討する必要があると思われた。なお事業の活性化のため、公募制の採用を検討すべきである。		
見直しの 考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 区内の子どもたちが、農村の子どもたちとの交流や自然体験を通じ、生きる力と育む事業として評価できる。今後は地区育成会の補助金と統合を検討する。</p> <p>手順(どのように) 育成会及びその他関係団体と協議を行う。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成18年度から反映させる。</p>				
見直しの 取組み状況 (1月末現在)	都市と農村の青少年交流事業補助金の各育成会補助金への統合について、各地区育成会及び事業実施PTAに説明し、統合することとした。				
18年度に 向けての 考え方	地区育成会の補助金に統合する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

					番号	34
補助対象団体	社会福祉法人	所管部課	健康部計画推進課	事業開始年度	昭和	56年度
根拠法令(要綱)等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区高齢者介護施設整備補助金交付要綱					
17年度予算 予算事業名 予算額	特別養護老人ホーム等整備事業 101,953,000円	16年度決算 事業名 決算額	特別養護老人ホーム等建設事業助成	99,360,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	介護保険事業計画に基づき、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設を拠点とした総合的サービスを展開する。					
団体に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、特別養護老人ホームの整備を支援する。	補助対象事業	特別養護老人ホーム整備のための施設建設費、設備整備費等			
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ・施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ・建設図面 ・区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表 ・年度別施設整備計画 ・工事費目別内訳 ・工事請負契約書及び支出を証する書類			
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定する。 ・審査内容は、資金計画、収支シミュレーション、施設整備計画、理念、行おうとするケアの内容、人員配置の考え方、職員給与の考え方、運営法人の財務内容など。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・工事進捗率70%及び終了時点での東京都の施設点検に同行し、工事内容を点検・調査。			
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	建設費を助成するなら、区民の利用が優先されるといった優遇措置を設けるように務めるべきである。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	基本的な考え方 ・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れている。 ・本委員会の意見を踏まえ、区民の優先利用を進めていく。 手順(どのように) 進め方(いつまでに)					
見直しの取組み状況 (1月末現在)	・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れている。 ・本委員会の意見を踏まえ、区民の優先利用を進めていく。 ・施設整備補助を行った特別養護老人ホーム25施設(区内2、区外23)との協定書において、区民優先利用の条項を入れている。					
18年度に向けての考え方	・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れている。 ・本委員会の意見を踏まえ、区民の優先利用を進めていく。					

「補助金等の見直し」進行管理シート

					番号	35
補助対象団体	医療法人等	所管部課	健康部計画推進課	事業開始年度	平成	11年度
根拠法令(要綱)等	新宿区高齢者介護施設整備補助金交付要綱					
17年度予算 予算事業名 予算額	老人保健施設建設事業助成 189,000,000円	16年度決算 事業名 決算額	老人保健施設建設事業助成 111,000,000円			
補助することで達成しようとしている区の政策目的	介護保険事業計画に基づき、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設を拠点とした総合的サービスを展開する。					
団体に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、介護老人保健施設の整備を支援する。	補助対象事業	介護老人保健施設整備のための施設建設費、設備整備費等			
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ・施設運営の内容(理念、具体的なケアの内容、職員体制等) ・施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ・建設図面 ・区と事業者の施設運営に関する協定書		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表 ・年度別施設整備計画 ・工事費目別内訳 ・工事請負契約書及び支出を証する書類			
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査。ただし、プロポーザルを行う場合には、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定する。 ・審査内容は、資金計画、収支シミュレーション、施設整備計画、理念、行おうとするケアの内容、人員配置の考え方、職員給与の考え方、運営法人の財務内容など。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・工事進捗率70%及び終了時点での東京都の施設点検に同行し、工事内容を点検・調査。			
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 建設費を助成するなら、区民の利用が優先されるといった優遇措置を設けるように務めるべきである。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れている。 ・本委員会の意見を踏まえ、区民の優先利用を進めていく。 <p>手順(どのように)</p> <p>進め方(いつまでに)</p>					
見直しの取組み状況 (1月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れている。 ・本委員会の意見を踏まえ、区民の優先利用を進めていく。 ・施設整備費補助を行った区内介護老人保健施設3施設に対し、協定書または補助金交付決定において区民優先利用の条項を入れている。 					
18年度に向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れている。 ・本委員会の意見を踏まえ、区民の優先利用を進めていく。 					

「補助金等の見直し」進行管理シート

					番号	36
補助対象団体	社会福祉法人、NPO法人、医療法人等	所管部課	健康部計画推進課	事業開始年度	平成12年度	
根拠法令(要綱)等	新宿区高齢者介護施設整備補助金交付要綱					
17年度予算 予算事業名 予算額	認知症高齢者グループホーム整備助成 20,000,000円	16年度決算 事業名 決算額	痴呆対応型共同生活介護事業所の整備	0円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、居宅サービスを充実させる。					
団体に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、認知症高齢者グループホームの整備を支援する。	補助対象事業	認知症高齢者グループホーム整備のための施設建設費、設備整備費等			
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ・施設運営の内容(理念、具体的なケアの内容、職員体制等) ・施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ・建設図面 ・区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表 ・年度別施設整備計画 ・工事費目別内訳 ・工事請負契約書(前金払いの場合)または工事請負契約書及び支出を証する書類(実績払いの場合)			
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査。 ・審査内容は、資金計画、収支シミュレーション、施設整備計画、理念、行おうとするケアの内容、人員配置の考え方、職員給与の考え方、運営法人の財務内容など。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・工事終了時点での工事内容を点検・調査。			
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	建設費を助成するなら、区民の利用が優先されるといった優遇措置を設けるように務めるべきである。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れている。 ・なお、今後の介護保険法の改正に伴い、認知症高齢者グループホームは、原則として、施設が所在する自治体の住民の利用を前提とする地域密着型サービスのひとつとして位置づけられたので、今後は、より区民優先利用が図られることとなる。 ・なお、本補助金の財源は、平成16・17年度予算は、全額東京都の補助金を充てるものとなっている。 <p>手順(どのように)</p> <p>進め方(いつまでに)</p>					
見直しの取組み状況 (1月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れていく。 ・本委員会の意見を踏まえ、区民の優先利用を進めていく。 ・施設整備補助を行った区内認知症高齢者グループホーム2施設との協定書において、区民優先利用の条項を入れている。 					
18年度に向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書または補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れていく。 ・本委員会の意見を踏まえ、区民の優先利用を進めていく。 					

「補助金等の見直し」進行管理シート

		番号 37	
補助対象団体	社団法人 新宿区医師会	所管部課	健康部計画推進課
		事業開始年度	平成5年度
根拠法令(要綱)等	新宿区医師会立看護高等専修学校運営補助金交付要綱		
17年度予算 予算事業名 予算額	看護高等専修学校事業助成 2,700,000円	16年度決算 事業名 決算額	看護高等専修学校事業助成 2,700,000円
補助することで達成しよう としている区の政策目的	プライマリケアの充実		
団体に対する直接 の助成目的	看護職員の資質の向上と必要数の確保	補助対象事業	補助対象の経費 ・教員経費(専任教員に対する給与費・一般事務費、他) ・生徒経費(授業用教材費、臨床実習経費)
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・看護学校事業概要 ・養成所運営費収支予算書 ・養成所運営費所要額調書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・看護学校事業実績報告書 ・補助金清算書(養成所運営費実績調書) ・学校会計収支計算書
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・専任教員の雇用数等の事業概要と予算書をもとに審査している	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・専任教員の雇用実績等を審査している	
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 准看護師養成は、現在の医療事情からみて必要性が高いものとは思えない。卒業生の区内医療機関への定着率も低い。	
見直しの 考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 区民の健康に直接かかわる区内医療機関で働く看護職員の養成を支援していくという本事業の目的は、卒業生の区内医療機関への定着率の低さや、現在の新宿区の医療状況を鑑みると、本補助金の意義は薄れてきていると考えられるため、医師会との協議のもと、見直しを図っていく。</p> <p>手順(どのように) 医師会に対して答申書を示すとともに、見直し作業の必要性の通知を文書で行なった。(5月6日) 医師会の三役に対し説明し、協議方法を確認する。(6月) 抜本的見直しに向けて協議を行なう。</p> <p>進め方(いつまでに) 8月までに、結論を出す。</p>		
見直しの 取組み状況 (1月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・区と医師会役員との間で3回協議を行った。 ・医師会からは、「准看護師の養成は重要であり、また在校生は、通学しながら区内診療所で看護助手として区民のために医療補助業務を行っている。今後卒業生の区内定着率を向上するための工夫をするので補助金を継続してほしい」との強い要望が出された。 ・区としては、区内定着率を向上するための具体策を示すよう依頼し、現在医師会で検討中。 		
18年度に 向けての 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・当該看護高等専修学校に入学する学生は、准看護師資格をもって社会に出るのではなく、続けて看護師や保健師等上位の資格を目指す者が大半を占めている。 こうしたことから、将来必要とされる保健師や看護師の前段階の養成機関として一定の役割を担っているものと判断される。 従って、卒業生の区内定着率向上策の取組み状況を見守ることとし、平成18年度は継続するが、要綱見直しを検討中。 		

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	38
補助対象団体	社団法人 新宿区医師会	所管部課	健康部計画推進課	事業開始年度	平成5年度
根拠法令(要綱)等	新宿区医師会地域保健医療情報センター事業運営費補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	地域保健医療情報センター運営助成 2,700,000円	16年度決算 事業名 決算額	地域保健医療情報センター運営助成	2,700,000円	
補助することで達成しよう としている区の政策目的	地域保健医療体制の整備を図る				
団体に対する直接 の助成目的	地域保健医療情報センター運営への支援	補助対象事業	地域保健医療情報センター運営経費		
補助金 の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・事業実施計画書 ・支出予定額内訳書 ・所要額調書	補助金 の清算/ 実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・事業実施報告書 ・支出済額内訳書 ・補助金清算書 ・地域保健医療情報センター収支計算書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・事業実施計画書に実施目的、具体的手法、実施予定期間、実施予定場所、事業内容の記載を求め、それに基づき審査している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・事業実績を審査している		
補助金等審査 委員会の審査 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき ④ 廃止の方向で検討するべき	(意見) IT社会の進展等、社会情勢が設置時と比べて著しく変わったため、今日の意義が薄くなっているため、実効性が著しく低くなっている			
見直し の考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 本事業の目的である、区内病院と診療所間の情報提供は、設置時と比べ社会情勢やITシステムの進展により事業実績も少なく、廃止の方向で医師会と協議を行なう。</p> <p>手順(どのように) 医師会に対して答申書を示すとともに、見直し作業の必要性の通知を文書で行なった。(5月6日) 医師会の三役に対し説明し、協議方法を確認する。(6月) 廃止に向けて協議を行なう。</p> <p>進め方(いつまでに) 8月までに、結論を出す。</p>				
見直し の取組み 状況 (1月末現在)	<p>・区と医師会役員との間で3回協議を行った。 ・当該補助事業を廃止する場合は、医師会が検討している、病院と診療所との連携システム事業について真摯に検討してほしいとの要望が出された。 区も新たな提案がされた際には、真摯にその必要性について検討するとした。</p>				
18年度に 向けての 考え方	新宿区医師会地域保健医療情報センター事業運営費補助金は廃止する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

					番号	39
補助対象団体	高齢者クラブ連合会	所管部課	健康部健康いきがい課	事業開始年度	昭和	42年度
根拠法令(要綱)等	新宿区高齢者クラブ助成要綱					
17年度予算 予算事業名 予算額	高齢者クラブ連合会事業助成 2,653,000円 (特別事業費分 1,600,000円)	16年度決算 事業名 決算額	高齢者クラブ連合会事業助成 2,607,920円 (特別事業費分 1,600,000円)			
補助することで達成しようとしている区の政策目的	高齢者の積極的な社会参加の促進を助長することとおして、少子高齢社会においてともに支えあう地域福祉を政策目的とする。					
団体に対する直接の助成目的	新宿区高齢者クラブ連合会の円滑な事業推進を図り、福祉団体としての活動を側面から援助するため、事業助成金を交付する。	補助対象事業	特別事業費分 春季高齢者福祉大会助成(5地区年1回) 高齢者スポーツ大会助成(年1回助成)			
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 高齢者福祉大会事業計画書(兼助成金申請書) 高齢者スポーツ大会助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 高齢者福祉大会実績報告書 高齢者スポーツ大会事業報告書			
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 各助成金の申請書類について、実施内容及び助成金の費目ごとに適正かどうかを区職員が審査し、不明な点については高齢者クラブ担当役員に確認した上で、補助金を執行している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 各助成金の事業実績報告書について、実施内容及び助成金の費目ごとに適正化どうかを区職員が審査し、不明な点については高齢者クラブ担当役員に確認している。また、両大会に指導員及び区職員が立会い実態を確認している。			
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	現在の助成対象が会員数の減少している状況からみて魅力的かどうか疑問。高齢者の生きがいを趣味・娯楽に限定して考えていないか。高齢者の実態に即して、社会貢献活動等の取り入れも考えるべきでは。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 日頃から歌や踊り等の文化活動及びスポーツ大会等の活動に取り組んでいる高齢者にとって、その成果を発表できる大会を開催することは、生きがいづくりに直結し、意義は大きい。更に新たな活動を展開するなど魅力ある高齢者クラブとなるよう要請していく。また、高齢者クラブ連合会として平成16年度から歌舞伎町一斉清掃をはじめ友愛活動など社会奉仕活動を強化していることから、区として助成金という形でクラブ活動を側面支援し、以って高齢者の社会参加、地域福祉の更なる増進を図る必要がある。</p> <p>手順(どのように) 高齢者クラブ会長会にて補助金検討委員会答申や区の考え方を通知する。 高齢者クラブ連合会としての意向を確認する。 意向を踏まえ、高齢者クラブ連合会と協議する。</p> <p>進め方(いつまでに) 5月18日 高齢クラブ会長会にて補助金検討委員会答申や区の考え方を通知する。 8月中 高齢者クラブ役員及び会長と連絡会を開催し、協議する。 その後も、高齢者クラブと連絡会を開催し、検討していく。</p>					
見直しの取組み状況 (1月末現在)	5月18日にクラブ会長会の席で、答申内容と区の考え方について説明した。区の意向に沿ったかたちでの連合会の意向を確認した。 今後は今まで以上に社会奉仕活動に取り組み、またコスト意識をもって行事に携わることを、連合会から各クラブ会長に伝達した。 クラブ会員数の減少については、就業年齢の高齢化が原因のひとつではないかとの見解をクラブ側から得たが、連絡会等の機能を充実していくこととした。					
18年度に向けての考え方	クラブ(連合会)の社会奉仕活動への活発な参加を促すため、区も積極的に支援していく。 高齢者のいきがい、魅力ある高齢者クラブについて、連絡会等を早急に開催し検討する。					

「補助金等の見直し」進行管理シート

					番号	40
補助対象団体	高齢者クラブ	所管部課	健康部健康いきがい課	事業開始年度	昭和55年度	
根拠法令(要綱)等	新宿区高齢者クラブバス助成要綱					
17年度予算 予算事業名 予算額	高齢者クラブバス派遣 4,650,000円	16年度決算 事業名 決算額	高齢者クラブバス派遣	3,360,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	高齢者の積極的な社会参加の促進を助長することをおして、少子高齢社会において、ともに支えあう地域福祉を政策目的とする。					
団体に対する直接の助成目的	高齢者クラブがバスを利用して行う自主事業に対し、必要に応じて使用バスの借上費を助成し、行事が円滑に運営できるように援助するとともに、高齢者の積極的な社会参加を促進することを目的とする。	補助対象事業	高齢者クラブバス助成			
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 高齢者クラブ用バス借上費助成申請書 添付書類なし	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 実績報告書 参加者名簿 研修旅行の行程等を証明できる領収書等(写しも可)			
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 新宿区高齢者クラブバス助成要綱に基づき、行き先や人数等を記した高齢者クラブ用バス借上費助成申請書の提出を受けた時点で、区職員が内容や不明な点等について高齢者クラブ会長及び契約しているバス会社に確認し、必要があれば参考書類の提出を受けた上で申請の承認を行っている。	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告書及び添付書類等の提出を受けた時点で、区職員が内容や不明な点について高齢者クラブ会長及び契約しているバス会社に確認し、必要があれば参考書類の提出を受けた上で、補助金を執行している。				
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	現在の助成対象が会員数の減少している状況から見て魅力的なものか疑問。高齢者クラブの活動や高齢者の生きがいを、趣味・娯楽に限定して考えすぎ。実態に即して、社会貢献活動等の取り入れも考えたほうが良いのではないかと。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 できる限り介護が必要な状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう介護予防の重要性は益々高まっている。そのような中、高齢者の社会参加と交流を促進するという当事業の意義は大きい。 高齢者クラブ会員が年々減少傾向にある実態にあわせ、これまで助成要件を参加人数30人以上としていた点について、参加人数20人以上に改正し、小人数での研修旅行に対応できるよう中型バスの導入を行なった。また、これまでバス借上費のうち7万円を上限として補助してきたが、受益者負担の見直しも行い、バス借上費の半額を上限とする定率補助と改定することとした。(なお、大型・中型バスは、それぞれ7万円、4万円を上限としている。)</p> <p>手順(どのように) 変更点について、高齢者クラブ理事会及び会長会等で、周知を行い実施している。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年4月1日より実施。</p>					
見直しの取組み状況 (1月末現在)	会長会を通して報告した結果、補助金の変更点については、各クラブ会員間に周知・理解が行き渡ったものと思われる。誤申請や問い合わせ等はない。制度の利用状況については、1月末現在で大型33件・中型3件と積極的に活用されている。					
18年度に向けての考え方	少人数でも利用可能な中型バスの活用を積極的に働きかけていく。					

「補助金等の見直し」進行管理シート

		番号 41	
補助対象団体	介護保険被保険者の利用がある区内 所在の高齢者(障害者)サービス提供 事業所	所管部課	健康部介護保険課
		事業開始 年度	平成 15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱		
17年度予算 予算事業名 予算額	利用者保護体制の充実 10,800,000円	16年度決算 事業名 決算額	利用者保護体制の充実 サービス評価事業 2,781,000円
補助することで達成しよう としている区の政策目的	福祉サービス第三者評価を受けることにより事業者が行うサービスの質を向上させて利用者の保護を図る。		
団体に対する直接 の助成目的	継続的福祉サービスの質向上を目指し、 サービス評価を受審した事業所に助成に受 審費用を助成する。	補助対象事 業	福祉サービス第三者評価受審費用助成
補助 金 の 申 請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 福祉サービス第三者評価受審費用助成申請書 契約予定金額に関する内訳書又は評価機関の見積書の写し 区民の利用者数の推移が分かる資料	補 助 金 の 清 算 / 実 績 報 告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 福祉サービス第三者評価受審実績報告書 契約書の写し 領収書 費用の内訳が分かる書類(領収書に記載のない場合)
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的 とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 助成申請について「助成要綱」及び「受審費用助成の手引き」に基 づき、評価結果の公表に同意しているか、契約先が適切であるか(認 証機関)等要件に叶っているか、契約予定金額がサービス評価受審 費用であるかどうか、積算根拠を確認する等の書類審査を実施する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容 に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告について、必須の調査を行ない、その結果が評価結 果に盛り込まれているかどうか、実際の支払額の積算が適正か どうか、事業評価、評価結果に基づく改善課題策定と取り組み の報告がなされているかどうかを確認する。
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意 見) 第三者評価は大事な制度であるが、本質的には事業者が自ら受 審すべきものである。制度当初の呼び水的役割としての制度である なら理解できるが、評価制度の充実度をよく見て対応すべきであ る。	
見直し の 考 え 方 (17 年 5 月 現 在)	<p>基本的な考え方 本事業は、サービス事業者が第三者評価の受審を促進するため、受審費用の一部を補助する呼び水的事業で、東京都の補助金事業である。このため、東京都が事業を廃止すれば区も廃止する。</p> <p>手順(どのように) 今年度は、33事業所の補助金を予算計上しているが、今後は、受審状況を見ながら規模の縮小を図っていく。 また、来年度からは国においてサービス事業者の情報公表の義務化が実施されるので、その情報公表の動向も見ながら本事業の実施を検討する。</p>		
見直し の 取 組 み 状 況 (1月 末 現 在)	従来の独自手法による公表(評価結果の冊子への取りまとめ、HPへの掲載)をする中で下記の取り組みをした。 区民向けに第三者評価制度に関する“普及用のチラシ”を配布した。 介護サービス事業者情報誌の事業所紹介欄で“第三者評価受審”の表示をした。 東京都および受審した事業所を招き、居宅介護支援事業所と第三者評価の意見交換会を開催した。 区広報に独自手法による公表に関して掲載した。		
18年度に 向けての 考え方	PRに努めた結果、受審事業者が7件(平成16年度実績)から10件(平成17年度実績 平成18年1月20日現在)に増加したが、予算規模は実績を踏まえ縮小した。今後も受審状況や「介護サービス情報の公表」の動向を見ながら実施を検討する。なお、認知症高齢者グループホームについては、年1回のサービス評価の実施が義務付けられており、平成18年度は区内4事業所の受審が見込まれる。		

「補助金等の見直し」進行管理シート

		番号		4 2	
補助対象団体	猫の飼い主及び区内で野良猫を世話している区民	所管部課	健康部衛生課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	動物の愛護及び管理に関する法律 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	人と猫との調和のとれたまちづくり 3,650,000円	16年度決算 事業名 決算額	人と猫との調和のとれたまちづくり 2,308,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	飼い主のいる猫及び飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑え、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止します。また、飼い主のいない猫に係わる問題を地域で解決するために、「猫にも命がある」という考えにたち、地域住民と民間団体及び行政が協働して、地域の実情にあわせたルールをつくり、実行することで、人と猫の調和のとれたまちづくりの実現を図っていきます。				
団体に対する直接の助成目的	飼い猫については、飼い主に対する去勢・不妊手術実施の普及を目的とし、野良猫については、善意で多くの猫の世話をしている地域住民の経済的負担の軽減	補助対象事業	飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成事業		
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 猫の飼い主及び区内で野良猫を世話している区民が申請 ・飼い猫の去勢・不妊手術費助成申請書 ・猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成申請書		補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 手術を実施した指定獣医師が請求 ・飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成金請求書 ・飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成承認書 ・飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術完了確認書兼委任状		
審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・新宿区内に住んでいることを運転免許証等で確認した後、申請書の内容を審査		審査の体制・考え方	(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 指定獣医師が手術完了後、上記書類を提出してくるので、この書類の内容を審査し清算する		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	野良猫の問題は、猫の不妊手術に助成することだけで解決するものではない、行政、地域住民がどうかかわるかが大事である。 区は、飼い猫に対しても助成を行っているが、本来飼い主の責任で対応すべき問題であり、区が助成することは適切ではない。また、猫の適正な飼育について一層啓発していく必要があると考える。このことなしに、単に不妊手術に助成することで事足りるという姿勢では問題の根本的解決にはならない。この点を充分踏まえて区は施策の展開を行って欲しい。補助制度についても施策展開の中で有効に働くような形で検討すべきである。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <p>外にいる猫(野良猫、捨て猫、外飼い猫)による、生活環境への影響を防ぎ、猫の繁殖を制限するために、区民との協働事業として対策を進めている。具体的には、餌やり、ふん尿の片付け、去勢不妊手術の実施等を地域で行い、区では、活動のためのチラシ・ポスター・パンフレットの作成、会議の召集と運営、会議室の確保、セミナー・猫の個別相談会の開催、広報による啓発活動等飼い主対策と助成金による支援を行い、人と猫との調和のとれたまちづくりを進めている。</p> <p>また、町会等との話し合いが進まない地域に対しても、チラシの作成・会議の準備運営等の協力をを行い、住民、ボランティアとの協働事業として「地域ねこ対策」を推進している。</p> <p>保健所としては、これらの活動を踏まえ、助成金のあり方について検討を進める。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>現在、区と協働して「地域ねこ対策」をすすめている、町会・自治会・地域ボランティア・個人ボランティア・動物愛護団体・東京都獣医師会新宿支部等と協議し、人と猫との調和のとれたまちづくり(地域ねこ対策)について、方向性をみいだしていく。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>8月中旬を目途に、上記内容について各団体、個人等と話し合いによる結果を踏まえて、区の助成制度のありかたに関する考えをまとめる。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	5月より「地域ねこ対策」を進めている、4町会・1自治会及び新宿区獣医師会、地域ボランティア、動物愛護団体、個人ボランティアと7回の協議を行い意見を聴取した。その中で、野良猫はもともと飼い猫が捨てられたり、屋外で飼われていたりして増えたのであり、飼い猫に対する助成金は、望まない繁殖から野良猫を増やさないように飼い主を動機付けするためにも必要なものであること、及び野良猫に対する助成金制度継続の意向が多く表明され、また、助成金額の増額も要望された。更に、「猫の去勢避妊のための助成金制度継続のお願い」の署名が新宿区民を含め全国から1,045名分提出された。また平成17年度予算に関しては、執行状況から予算超過が見込まれたため、12月末で申請を締め切った。				
18年度に向けての考え方	上記協議の内容及び提出された署名に基づき、検討した結果、野良猫の減少に向けた方策は、野良猫の去勢不妊手術の実施と、併せて猫の飼い主に対する、手術の励行を含めた飼育に関する啓発策が有効であり、人と猫との調和のとれたまちづくり事業を進めるためには、助成金制度を維持していく。平成18年度予算については、平成17年度の執行状況も踏まえて拡充していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	43
補助対象団体	環境保全に関する学習及び調査・研究等の活動をする、区民中心の団体	所管部課	環境土木部環境保全課	事業開始年度	平成8年度
根拠法令(要綱)等	新宿区環境保全活動補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	環境団体への事業助成 400,000円	16年度決算 事業名 決算額	環境団体に対する事業助成 90,870円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	環境問題の解決のため、区民、事業者、行政等の区別なく1人1人が地球環境の大切さに気づき、環境に配慮した行動をとることが重要である。そのため、環境意識の啓発、環境保全活動の普及や実践を行う必要がある。(新宿区基本計画5-1、環境負荷の少ない社会システムの構築 環境基本計画基本目標1ともに環境を改善する)				
団体に対する直接の助成目的	環境問題に関する区民の自主的な取り組みを支援し、環境保全活動を促進することを目的とする。	補助対象事業	環境保全についての自主的な学習・講演会に関する活動、調査・研究活動等に関する活動など		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・交付申請書 ・事業計画書…事業名、事業の種類、団体名、代表者、実施内容、実施期間、実施場所、参加予定人数等を記入 ・収支予定書…収入内訳と支出内訳および交付対象経費額を記入 ・構成員メンバー表	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書 ・事業実績報告書…事業名、事業の種類、団体名、代表者、実施内容、参加人数、実施期間、実施場所、備考 ・収支決算書 ・領収書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・申請書類をもとに区職員が審査する。 1、事業内容が、助成目的に合っているか 2、調査研究活動であるか 3、期間、人数、収支など規模は妥当かなどを審査する。	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・申請書類をもとに区職員が審査する。事業実績報告書をもとに、助成の目的、決定内容に合っているか、予定していた成果が達成できたかを審査する。また、収支決算書と領収書を照らし合わせ、会計上の不備はないかを審査する。			
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成を受けた団体の活動が、広がりを見せていない。区も団体の活動を広めたり、成果を区政や他の団体の活動へ活かすといった支援をおこなっていない。			
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>平成17年度は、環境学習情報センター事業と連携した活動に補助金を交付する。平成18年度以降の補助金については、環境学習情報センターによる区民の自主的な取組を支援する事業に移していく。</p> <p>環境意識の啓発及び環境保全の普及や実践の広がりを促進するために、区民の自主的な取組を支援することが、平成8年度から開始した本補助金交付の目的であるが、昨年開設したセンターの設置目的が、環境保全に関する活動を支援し、学習・情報の発信拠点となることであり、センターでは、情報収集・提供、学習の振興、講演・講習等の開催、施設の利用等、様々な事業を展開している。</p> <p>補助金の目的とセンターの設置目的が同種であることから、センターがより一層、区民の自主的な活動の支援をしていくことにより、補助金の目的も達成されうると考える。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>平成17年度については、公募制補助金を実施し、センター事業と連携した活動に交付をしていく。活動成果についてセンターで展示を行い、地域の人々への活動内容を広げていく。</p> <p>平成18年度以降については、センターにおいて、環境保全に意識を持つ区民が出会い、ネットワークや団体が形成されるきっかけづくりをする事業に力を入れていく。そのため、リーダー支援・環境情報の提供・活動場所の提供・意識啓発やきっかけづくりのイベント開催といった視点から、センター事業の見直し、充実を図る。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>平成17年度については、上記のとおり、年度内実施する。</p> <p>平成18年度以降については、上記の視点からセンター事業を見直し、次年度予算に反映していく。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年度は、前年と同じく公募を行い、申請団体は現在2団体。3月に活動成果をセンターにて発表する。平成18年度以降については、当助成事業を行わない。				
18年度に向けての考え方	平成18年度以降は、センターにおける環境情報の提供・意識啓発・きっかけづくりを中心とする。そのため、「環境団体への事業助成」事業費は「環境学習情報センターの管理運営費」に移管し、環境に関心のある区民向けの入門講座を新規事業として実施する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	4 4
補助対象団体	違法駐車防止対策協議会	所管部課	環境土木部道とみどりの課	事業開始年度	平成5年度
根拠法令(要綱)等	新宿区違法駐車防止対策協議会補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	みんなで進める交通安全 違法駐車防止対策協議会への事業助成 6,811,000円	16年度決算 事業名 決算額	交通安全意識の高揚 違法駐車防止対策協議会補助金 6,811,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区施策「安心・安全」のまちづくりの推進のため区民・警察との協働により、違法駐車防止活動を実施している。				
団体に対する直接の助成目的	違法駐車防止のための広報及び啓発活動	補助対象事業	違法駐車防止活動への助成		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 違法駐車防止対策協議会補助金申請書 違法駐車防止対策協議会会則 事業計画・予算書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 実績報告書・事業報告 会計報告・会計監査報告		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員や公募委員の審査は行われていないが、各協議会の会計監査委員が、会計監査を行っている。また、総会において事業実施報告を行い、区に報告している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区と警察が協力して違法駐車防止対策協議会をサポートし、独自に区民による組織で事業を実施していることや、総会や会計監査もされていること等から区は報告書の中で審査している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支給するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなど、それぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。また、違法駐車防止対策協議会については、警視庁等の動きも踏まえ、その活動内容を検討していく必要がある。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 違法駐車防止対策協議会は、同条例施行規則第4条により設立されている。また、各警察ごとに賛同する町会・自治会で構成されており、その活動費用を助成しているため、現時点での見直しは困難であるが、交通安全協会や警察との協働・区民との協働を踏まえ活動内容を検討する。</p> <p>手順(どのように) 4警察署及び違法駐車防止対策協議会と話し合いの場を設けて活動内容の見直しを行なう。</p> <p>進め方(いつまでに) 関係者と調整のうえ交通安全協会との統合を検討する。 活動の記録を作成し、啓発活動の成果を検証する。 次期実施計画策定まで。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年7月には、各警察署及び違法駐車防止対策協議会に、補助金の見直しを行なっていく旨を説明済。以後、四違法駐車防止対策協議会及び四警察署と活動方法等協議してきたが、現時点では結論はでておらず、平成18年度において方向性をつくりあげていく。				
18年度に向けての考え方	平成17年度同様、引き続き事業を実施するが、今後も見直しに取り組んでいく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	4 5
補助対象団体	交通安全協会	所管部課	環境土木部道とみどりの課	事業開始年度	昭和21年度
根拠法令(要綱)等	新宿区交通安全協会補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	みんなで進める交通安全 交通安全協会への事業助成 2,160,000円	16年度決算 事業名 決算額	交通安全意識の高揚 交通安全協会補助金 2,160,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	区施策「安心・安全」のまちづくりの推進のため、警察、区が一体となって交通安全意識の普及・啓発を行う。				
団体に対する直接 の助成目的	交通安全意識の普及・啓発の各種行事等 への助成	補助対象事業	交通安全パレード・交通安全教室・自転車教室等各種行事への助成		
補助金 の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 交通安全協会補助金申請書 交通安全協会会則 交通安全協会事業計画	補助金 の清算/ 実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 交通安全協会補助金実績報告書 交通安全協会会計報告書		
	審査の体制・考え方 (区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員や公募委員の審査は行われていないが、各協会の会計監査委員が、会計監査を行っている。また、総会において事業実施報告を行い、区に報告している。		審査の体制・考え方 (清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区と警察が協力して交通安全協会をサポートし、独自に区民による組織で事業を実施していることや、総会や会計監査もされていること等及び事業予算の一部であることから区は報告書の中で審査している。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない (B) 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支給するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなど、それぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。			
見直しの 考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 交通安全協会への補助金は、昭和21年頃から区が各警察の交通安全協会に対し補助金として助成し、区と警察及び交通安全協会会員の区民との協働で交通安全意識の普及啓発活動を実施しており、各協会の予算規模からするとその予算の一部を補助金として充当している状況である。その中には、例年実施している「交通安全パレード」「交通安全のつどい」等大きな事業があり、それらの事業を実施しないとは考えられず、現時点での補助金見直しはできないと考えられる。しかしながら、違法駐車対策協議会との整合性を含め検討する。</p> <p>手順(どのように) 4警察署及び交通安全協会と話し合いの場を設けて活動内容の見直しを行なう。</p> <p>進め方(いつまでに) 関係者と調整のうえ違法駐車防止対策協議会との統合を検討する。 活動の記録を作成し、啓発活動の成果を検証する。 次期実施計画策定まで。</p>				
見直しの 取組み状況 (1月末現在)	平成17年7月には、各警察署及び交通安全協会等に、補助金の見直しを行なっていく旨を説明済。以後、四交通安全協会及び四警察署と活動方法等協議してきたが、平成18年1月段階で結論はでておらず、平成18年度において方向性をつくりあげていく。				
18年度に 向けての 考え方	平成17年度同様、引き続き事業を実施するが、今後も見直しに取り組んでいく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	46
補助対象団体	みどりの文化財となる樹木、樹林、生け垣の所有者または管理者(所有者等)	所管部課	環境土木部道とみどりの課	事業開始年度	昭和47年度
根拠法令(要綱)等	新宿区みどりの条例、新宿区みどりの条例施行規則 新宿区みどりの文化財(保護樹木等)助成金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	樹木、樹林等の保護助成 7,381,000円	16年度決算 事業名 決算額	樹木、樹林等の保護助成 6,577,200円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	みどりの保護と育成を図り、みどり豊かな都市環境を確保する				
団体に対する直接の助成目的	みどりの文化財(保護樹木等)の保護に必要な維持管理費用の一部を助成することにより、みどりの保護と育成を図る	補助対象事業	みどりの文化財(保護樹木等)の助成事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 (1)助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 (1)助成金交付請求書 (2)実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 職員による助成金交付申請書の審査及び現地調査等により交付を決定		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) (1)職員による助成金交付請求書の審査 (2)職員による実績報告書の確認及び成果等の分析		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成の趣旨は有意義である。さらに、保護対象となった樹木が開発等により無条件で伐採されることのないような対策が望まれる。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 当面、現在の助成金制度を継続する。なお、補助金の支出にあたっては、適正な管理を行っているか確認するため、毎年、現地調査やアンケートを実施している。さらに、開発時の伐採対策としては、事前に区へ保護樹木等の指定解除を申請することを義務付けており、指定解除に際しては、みどりの推進審議会に調査審議を諮問している。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>進め方(いつまでに)</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	現在の助成金制度を継続する。				
18年度に向けての考え方	当面、現在の助成金制度を継続する。ただし、保護樹木制度の拡充を図るため、保護樹木の中でも、特に巨木や貴重木と認められる樹木を対象に、せん定や樹木医による診断等の維持管理を区が行う支援制度を、現在の交付要綱の中で新たに立ち上げる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	47
補助対象団体	区内に所有又は管理する土地に接道部緑化を行う者	所管部課	環境土木部道とみどりの課	事業開始年度	昭和63年度
根拠法令(要綱)等	新宿区みどりの条例、新宿区みどりの条例施行規則、新宿区接道部緑化助成金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	接道部緑化の助成 2,640,000円	16年度決算 事業名 決算額	接道部緑化の助成	772,000円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	みどり豊かな美しい都市景観の形成及び災害に強い安全なまちづくり				
団体に対する直接の助成目的	震災時に危険なブロック塀撤去の推進及び緑化の推進	補助対象事業	接道部緑化の助成事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 (1)接道部緑化助成金交付申請書 添付書類 案内図 工事計画平面図・断面図 施行前の現場写真 (2)承諾書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 (1)実績報告書 添付書類 案内図 工事完了平面図・断面図 施工後の現場写真 接道部緑化工事領収書の写し (2)接道部緑化助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 職員が書類の審査及び現地の確認調査を行い、助成の可否を決定		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) (1)職員による実績報告書の書類審査及び現地確認 (2)検査員による書類及び現地検査		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成の趣旨は有意義である。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	基本的な考え方 当面、現在の助成金制度を継続する。 手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	現在の助成金制度を継続する。区民に本助成事業の意義と活用をPRするために、事業内容を区ホームページに掲載した。				
18年度に向けての考え方	現在の助成金制度を継続する。ただし、平成18年度は、平成16年度及び平成17年度の執行状況を踏まえ、助成規模を減じる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	48
補助対象団体	区が定める一定基準を満たす私道上の照明灯(民有灯)を維持管理する団体(=町会・自治会)	所管部課	環境土木部土木課	事業開始年度	昭和38年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	民有灯及び商店街灯の維持助成 (2)民有灯維持助成 12,750,000円	16年度決算 事業名 決算額	民有灯等維持助成 (2)民有灯維持助成 12,483,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の安全・安心の確保 区内の一般通行に供されている「道」の照度を一定に保つことで 歩行者の転倒防止・通行車両の視認性の確保による交通安全、 侵入盗など犯罪の抑止、 火災等発災時の避難経路保全、 など				
団体に対する直接の助成目的	私道上の照明灯の維持管理を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす私道上の照明灯(民有灯)の維持管理		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 民有灯助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 民有灯助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 民有灯助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区が全ての民有灯の位置を把握しており、一定期間で職員が現地確認する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成額と実際のランニングコストとの差はどの程度あるとか実績額との検証も必要ではないか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 民有灯については20w蛍光灯と定めており、年間電気料がおおむね1基あたりの助成額と等しくなる。若干の差額が生じるが、その分を消耗交換に充てるものとしている。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>進め方(いつまでに)</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	ランニングコストについては確認済み 1基あたり助成額3,000円に対し、実際に民有灯の維持にかかる経費は電気料金2,300円、蛍光灯400円、交換手間賃250円、諸経費100円となっている(いずれも1年あたりに換算)				
18年度に向けての考え方	基本的に変更なし				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	49
補助対象団体	区が定める一定基準を満たす公道上の照明灯(商店街灯)を維持管理する団体(=商店街振興組合・商店会)	所管部課	環境土木部土木課	事業開始年度	昭和63年度
根拠法令(要綱)等	新宿区商店街灯助成要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	民有灯及び商店街灯の維持助成 (1)商店街灯助成 24,277,000円	16年度決算 事業名 決算額	民有灯等維持助成 (1)商店街灯助成 2,879,600円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	商店街灯が設置されている公道を通行する歩行者の安全・安心の確保				
団体に対する直接の助成目的	公道上の商店街灯の維持管理を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす公道上の照明灯(商店街灯)の維持管理		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 商店街灯助成金交付申請書 配置図	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 商店街灯助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 商店街灯助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区では全ての商店街灯の位置を把握している。その存在を一定期間職員が現地を確認している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成額と実際のランニングコストとの差はどの程度あるとか実績額との検証も必要ではないか。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <p>委員会の指摘及び区議会での審議に基づき、以下の見直しをした。</p> <p>範囲の見直し:区道のみから公道(都道・国道)上のものへ拡大</p> <p>区分と単価の見直し:区分を4段階から6段階に増 実態を下回る単価から実態に即した単価へ改定</p> <p>設置間隔の見直し:30mから15mへ短縮</p> <p>手順(どのように)</p> <p>平成16年度末に要綱改正</p> <p>平成17年度予算特別委員会が審議</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>平成17年度から実施</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	上記の見直しを、区内各商店街振興組合・商店会に対して、商店街灯の設置状況及び年間電気料に関する調査を行い、その結果に基づき助成金の交付を完了した。				
18年度に向けての考え方	基本的に変更なし				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	50
補助対象団体	区が定める一定基準を満たす私道上の照明灯(民有灯)を新設改良する団体(=町会・自治会)	所管部課	環境土木部土木課	事業開始年度	昭和38年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	民有灯新設改良助成 8,684,000円	16年度決算 事業名 決算額	民有灯新設改良助成 7,039,800円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の安全・安心の確保 区内の一般通行に供されている「道」の照度を一定に保つことで 歩行者の転倒防止・通行車両の視認性の確保による交通安全、 侵入盗など犯罪の抑止、 火災等発災時の避難経路保全、 など				
団体に対する直接の助成目的	私道上の照明灯の維持管理を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす私道上の照明灯(民有灯)の新設改良		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 私道整備工事助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 承諾書 実績報告書 私道整備工事助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 私道整備工事助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 部内検査員による検査 私道整備工事助成金確定通知書の交付		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	助成額と実際のランニングコストとの差はどの程度あるとか実績額との検証も必要ではないか。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	基本的な考え方 この助成は、区の工事で採用している基準に基づき助成基準額が決定されるものであり、実際の工事費に即したものと考えている。 手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)					
18年度に向けての考え方	基本的に変更なし				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	5 1
補助対象団体	区が定める一定基準を満たす私道の排水設備工事をする沿道住民	所管部課	環境土木部土木課	事業開始年度	昭和32年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	私道舗装助成 67,451,000円	16年度決算 事業名 決算額	私道舗装助成 40,170,100円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の日常生活の利便性・快適性の確保 区内の一般通行に供されている「道」を舗装することで歩行者の転倒防止・通行車両の安全な走行確保による交通安全、路面排水の適切な処理、火災等発災時の避難経路保全、など				
団体に対する直接の助成目的	私道の整備を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす私道の舗装		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 私道整備工事助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 承諾書 実績報告書 私道整備工事助成金請求書		
	審査の体制・考え方 (区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 私道整備工事助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方 (清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 部内検査員による検査 私道整備工事助成金確定通知書の交付		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討すべき	(意見)	指摘なし		
見直しの考え方 (17年5月現在)	基本的な考え方 手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)					
18年度に向けての考え方	基本的に変更なし				

「補助金等の見直し」進行管理シート

		番号		5 2	
補助対象団体	区が定める一定基準を満たす私道の舗装工事をする沿道住民	所管部課	環境土木部土木課	事業開始年度	昭和63年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	私道排水設備改良助成 73,416,000円	16年度決算 事業名 決算額	私道排水設備改良助成	57,391,300円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の日常生活の衛生的な生活及び快適性の確保 私道内の排水設備を適切に設置することで沿道住民の生活廃水の適正処理、路面排水の適切な処理、など				
団体に対する直接の助成目的	私道排水設備の整備を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす私道の排水設備		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 私道整備工事助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 承諾書 実績報告書 私道整備工事助成金請求書		
	審査の体制・考え方 (区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 私道整備工事助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方 (清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 部内検査員による検査 私道整備工事助成金確定通知書の交付		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 指摘なし			
見直しの考え方 (17年5月現在)	基本的な考え方 手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)					
18年度に向けての考え方	基本的に変更なし				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	53
補助対象団体	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	所管部課	都市計画部都市計画課	事業開始年度	昭和55年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
17年度予算 予算事業名 予算額	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成 400,000円	16年度決算 事業名 決算額	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟補助金	400,000円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	新宿駅東西自由通路の開設				
団体に対する直接の助成目的	東西自由通路の開設実現に向け地元総意を結集し、早期開設の機運を増進するための同盟活動に対する運営補助。	補助対象事業	中央大会及び啓蒙活動等(ニュースの発行・事業報告書の作成、プロモーションビデオの放映等)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 事業計画書 歳入歳出予算書 同盟役員名簿 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業報告書 歳入歳出決算書 同盟役員名簿 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約 同盟ニュース及び啓蒙活動成果品		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 事業計画書・歳入歳出予算書は、区職員が事業計画に即した助成が審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 事業報告書・歳入歳出決算書は、区職員が審査し、清算を承認する。 同盟文書件名簿及び通帳・領収書などに基つき同盟帳簿を区職員が審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	東西自由通路の整備が区や区民にとってどのような利益・効果が見込まれるのかきちんと説明していく必要がある。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <p>・東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟の活動を通じて、今まで以上に広く区民に新宿駅東西自由通路の必要性や区民にとってどのような利益・効果があるのかを具体的に説明していく。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>同盟ニュースを発行し、東西自由通路整備の意義やその効果等について、区民に広く周知する。 昨年度作成した東西自由通路の整備イメージ・効果などをまとめたビデオ(10分30秒)を役員・会員のみではなく、一般区民にも貸し出す。 昨年度作成したPR用ビデオ(30秒)を駅周辺の広報ビジョンを活用し放映、区民に広く東西自由通路の必要性・効果等をPRする。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>今年度より実施していく。 PR用ビデオは、5月にアルタビジョン・ヒットビジョンで上映中。(1時間に1回) 今後も区の放映枠を利用して、放映していきたい。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	アルタビジョン、ヒットビジョンにより、5月から1ヶ月間、1時間に1回、PR用ビデオ(30秒)放映 プロモーションビデオ・DVDを8月末より区政情報センターで貸出中(広報に周知記事掲載) 区のホームページにプロモーションビデオ(10分30秒)の動画配信を8月に広報課に依頼 同盟ニュースを9月に作成し、会員に加え、各特別出張所に配付 12月17日から1ヶ月間、プロモーションビデオ(30秒)を、CFとして新宿東口・歌舞伎町地区の映画館10社3スクリーンで上映。				
18年度に向けての考え方	<p>・会費収入は、請求件数116件(総額1,278,000円)のうち、12月15日現在で、62件(総額928,000円)と、昨今の厳しい経済状況の中、会費納入件数が減少している。</p> <p>・引き続き、東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟の活動を通じて、今まで以上に広く区民に新宿駅東西自由通路の必要性や区民にとってどのような利益・効果があるのかを具体的に説明していく。 PR手法については、平成17年度の成果を踏まえ、より効果的な手法を活用していく。</p>				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	54
補助対象団体	耐震診断の結果、要補強と診断された昭和56年以前の木造住宅建築物の所有者等。	所管部課	都市計画部建築課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区既存木造住宅等の耐震化に関する助成要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	建築物の耐震化支援事業 (耐震調査・計画) 4,500,000円	16年度決算 事業名 決算額	建築物の耐震化支援事業 (耐震調査・計画) 52,500円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	昭和56年以前に建てられた木造住宅等の耐震診断及び補強計画を行い、かつ、補強工事を行う所有者に対して当該耐震診断及び補強計画に係る助成金を交付することにより、地震に強い安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。				
団体に対する直接の助成目的	木造住宅等の耐震診断及び補強計画に掛かる費用の自己負担を軽減させることにより、地震に強いまちづくりの一助とするため、工事を行うことを前提としているため、区民に直接交付する。	補助対象事業	昭和56年以前の木造住宅建築物の耐震調査・計画に係る費用(15万円を限度)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 交付申請書 耐震調査・計画報告書 耐震調査・計画領収書等(見積書) 補強工事等見積書 登記簿謄本若しくは抄本又は登記済証 耐震調査・計画着手届	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補強工事等完了報告書 補強工事等工事写真 補強工事等領収書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 耐震調査・計画報告書については、区の木造住宅等耐震診断登録員が実施したものでなければならない。また、補強工事については、中間及び完了時に職員による確認・完了検査を実施している。	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 補強工事等完了報告書等に基づき、関係書類を審査する。また、耐震補強工事確認のため、現場にて完了検査を実施する。			
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	耐震診断を使った啓発活動等の中で活用してほしい。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 木造住宅等の耐震性能を向上させるためには、耐震診断に終わらせることなく、次の段階である補強工事への後押しをすることが重要である。そのためには、所有者である区民の意識を高めていく必要がある。</p> <p>手順(どのように) 予備診断時に、職員が依頼者である区民に対し、個別相談にのり、工事へと促す啓発を図る。 また、昨年度製作した耐震啓発CGを効果的に活用し、建築なんでも相談会や防災訓練、各種地域イベントに積極的に参加し、区民とのコミュニケーションを図りながら、啓発活動を引き続き実施する。さらに、耐震化支援の助成事業に係る検討PT組織(関係部署)を設置し、事業内容の分析・検証を行い、効果的な啓発活動の取り組みを模索する。</p> <p>進め方(いつまでに) 啓発活動を継続的に充実して行う。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	<p>事業促進のため、「建築なんでも相談会」「防災訓練」「各種地域イベント」に参加し、耐震啓発CGを活用しながら啓発活動を進めている。</p> <p>予備耐震診断についても、職員が直接区民のお宅に伺い実施している。(4月から85件)</p> <p>事業拡充内容については、PTにて各論について検討。</p>				
18年度に向けての考え方	<p>国は、今後10年間で耐震化率を90%に上げると具体的な数値目標を掲げたところである。</p> <p>新宿区においても耐震化支援事業を拡充し、耐震化率の向上に努めていく。</p>				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	55
補助対象団体	細街路拡幅整備事業協力者	所管部課	都市計画部建築調整課	事業開始年度	平成14年度
根拠法令(要綱)等	・新宿区細街路拡幅整備条例 ・東京都建築安全条例 ・建築基準法 ・道路法				
17年度予算 予算事業名 予算額	細街路拡幅整備事業 11,032,000円	16年度決算 事業名 決算額	細街路拡幅整備事業 767,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	幅員4m未満の細街路で区道(99km)私道(125km)を4mに拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進する。				
団体に対する直接の助成目的	道路後退にかかる費用負担が軽減でき、後退が容易となるとともに区道化が促進できる。	補助対象事業	細街路拡幅整備事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 助成金交付申請書 対象部分の関係図書(平面図、立面図、断面図当) その他適用条件を証明する資料(積算資料等)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 完了実績報告書 契約書・領収書等の写し 完了写真 建築検査済証の写し 助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 新宿区細街路拡幅整備条例に基づき、建築主と区が事前協議、又は、任意の協議を行い、道路後退部分を確定させる。次に、助成を希望する建築主は、必要な資料を添付し、助成金交付申請書を区に提出する。区の担当者は、移設するよう壁の形状、構造、費用や測量の内容等を審査し、助成条件に適合する場合、交付決定を行い、申請者に対して通知する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 交付申請どおりその成果が完成したことを審査するため、技術的な面と事務手続きの両面で部内検査を行い、適正に助成を行っている。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 有意義な事業である。私道舗装事業等他の事業等と連携して推進してほしい。			
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 私道助成は、環境土木部土木課で実施しているが、細街路拡幅整備事業との関連もあるため、相互に情報交換を行い、効率的に事業を進めていく。</p> <p>手順(どのように) 関係部署相互で情報交換会を開催するとともに、会議以外にも日常的にイントラネットを活用し、情報交換を行っていく。</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年度においては、毎月、1回程度、定期的に情報交換を実施し、整備の内容、時期等について調整する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	細街路拡幅整備事業の事前協議物件を対象に土木課と情報交換を行い、土木課が実施している私道助成の事業と調整を図り、効率的に事業を進めている。				
18年度に向けての考え方	区道沿いの協議物件については、建築主等に道路後退部分の寄附を呼びかけ、測量助成制度を活用し、区道化を促進する。 また、擁壁がある場合には、整地助成を活用した道路後退を建築主等に働きかけ、細街路拡幅整備を促進していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

		番号		5 6	
補助対象団体	民間賃貸住宅の取り壊しにより立ち退きを求められている高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	新宿区住み替え居住継続支援要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	住み替え居住継続支援 8,460,000円	16年度決算 事業名 決算額	円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯等が住宅の取り壊しにより転居を求められた場合に、転居後の家賃差額を一時金として助成し、居住の継続、安定を図る。				
団体に対する直接の助成目的			補助対象事業	住み替え居住継続支援	
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 支援予定登録申請書(以下添付書類) 支援申請書(以下添付書類) ・居住している住宅の賃貸借契約書 ・転居後住宅の賃貸借契約書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・収入を証する書類 ・収入を証する書類・契約に要した費用の支払を証する書類 ・その他区長が必要と認める書類 ・その他区長が必要と認める書類		補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類	
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等)			審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)	
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 社会的弱者への住宅対策の一つとしての激変緩和措置と考えれば理解できる。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方 住み替え家賃助成(平成16年度新規募集停止、平成18年度事業終了)に代わり平成17年度から開始した区独自事業である。民間賃貸住宅に居住している 高齢者世帯等が取り壊しにより立ち退きを迫られたとき、円滑な転居及び居住の安定を図るため激変緩和措置として、実施する。 今後、事業実績に応じその効果を検証する。 手順(どのように)</p> <p>進め方(いつまでに)</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	ホームページ等で制度の周知を図る。				
18年度に向けての考え方	引き続き制度の周知を図るとともに、要件の見直しなどを検討する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	57
補助対象団体	新宿区立小・中・幼教育研究会及び新宿区心身障害研究会の4団体	所管部課	教育委員会事務局教育指導課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	新宿区教育研究事業補助金交付要綱				
17年度予算 予算事業名 予算額	教育研究費 小・中・幼教育活動の支援及び心身障害教育活動の支援 5,090,000円	16年度決算 事業名 決算額	新宿区立学校教育研究会に対する補助金 5,090,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区立学校教職員で構成される教育研究会の自主的な教育研究・研究事業への支援を通じ、新宿区立学校における教育力の向上を図る。(教員自らの資質向上により、「生きる力を育む教育」「確かな学力育成」を図る)				
団体に対する直接の助成目的	区立学校教職員により構成される研究会が実施する各教科若しくは領域別に行なう教育内容または教育技術の研究・研修事業を目的とする。	補助対象事業	授業改善のための研究事業(各教科・領域研修・実技研修) 教育事情調査研究等の実地研修		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 新宿区教育研究事業補助金交付申請書 ・事業計画書 ・経費の申請内容 ・収支予算書 ・今年度の研究計画	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 新宿区教育研究事業補助金交付実績報告書 ・事業報告書 ・経費の実績内容 ・収支決算 ・今年度の研究内容・成果		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査。補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか・どのように審査しているか等) 申請書に基づき、事務局(教育指導課長・指導主事・教育活動支援係)によるヒヤリングの実施。特に、区の教育目標や教育課題の推進にとって効果的であるかどうかの観点で、指導主事による指導・審査を重視していく。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 実績報告を受けるとともにその成果が校内研修会などで還元され、新宿区の向上に寄与できたかどうか審査する。 教員の資質向上につながるものであったかどうか審査する。 事業目的に沿った使途か、成果はどうだったか等事務局による組織的審査体制を構築し、審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	学校・教員にとどまらず、地域住民との連携を考えたらどうか。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <p>団体補助から事業補助への移行に伴い、専門的見地での助言・指導を強化する。(指導主事による申請段階での助言・指導等)申請時にヒヤリング等、直接聴取の機会を設定する。 (目的の妥当性、今日的な意義、補助対象の妥当性、基準の妥当性等について、補助金交付要件に基づき検証を行う。)</p> <p>審査会から意見のあった『地域住民との連携』については、研究発表や研究授業・研究保育の際に、地域住民にも参加を呼びかけ、参加者にはアンケートを実施する等意見を求めていく。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>申請時にヒヤリングを実施する。(指導課長、指導主事など) ヒヤリング実施等の機会を通じ、地域住民との連携について取組みの具体化を図っていく。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>平成17年度申請分から実施する。(5月～6月) 平成17年度申請分から実施する。(5月～6月) 平成17年度から実施する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	<p>各補助金申請4団体に対して事務局によるヒヤリングを実施。審査事項は、申請書の記入要領・事業計画書の内容を中心とし、計画書については、補助を必要としている事業内容は明確になっているか。特に、団体補助から事業補助への移行を踏まえた事業計画が立てられているか。教職員の資質向上が期待できる内容か。助成額と全体の経費の差は適切か。(事業助成は自助努力を前提としたものであり、自主財源の確保に努めているか。)</p> <p>児童・生徒にとって、そのよさを引き出す内容を持ったものか。(研究の結果、子どもの意識がどのように変わったか等数値化の工夫)</p> <p>地域との連携や関連する他機関との連携により、事業の積極的展開や自らの検証が図られているか。</p> <p>これらについて、ヒヤリングを実施し、申請書を受理・決定済みである。</p> <p>1団体については、事業補助への移行を機に会則を改正、会費を値上げした。なお、1団体については、見直しの結果、補助金交付額が減額になった。</p> <p>各団体とも、校内研修会や公開授業等で研究成果を還元するように努めた。</p>				
18年度に向けての考え方	<p>新宿区は、現在、「確かな学力の育成」のために、取組みを強化、政策の具体化を図っているところである。なかでも、「教員の授業力の向上」は、達成のための不可欠な要素であり、各教育研究会に対する期待もますます大きくなっている。18年度申請にあたっては、このことを補助目的として明確化し、18年度申請における助言・指導、並びに審査の基準として据えていきたい。</p> <p>税の使途における区民への説明責任は、合意形成の過程抜きには成しえない。研究の成果を区民に伝える手法の開発は引き続きの課題であり、各研究会に要望していきたい。</p> <p>これらについて、どのような創意工夫が成されたか精査し、区の政策展開に生かしたい。</p>				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	58
補助対象団体	区内各ミニ博物館(計7館)	所管部課	教育委員会事務局生涯学習振興課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	ミニ博物館設置及び運営事業補助金交付要綱 新宿区補助金交付規則(昭和45年新宿区規則第7号)				
17年度予算 予算事業名 予算額	ミニ博物館の充実及び推進 840,000円	16年度決算 事業名 決算額	ミニ博物館の充実及び推進 840,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区内に所在する文化資源(文化財を有する寺社等)及び産業設備(地場産業・伝統工芸等)に対し、施設の一部を改修等行い、ミニ博物館として一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与する。				
団体に対する直接の助成目的	文化財の保護と活用を図るため、区内の文化資源や産業の実態を展示公開し、区民が気軽に入れるミニ博物館の設置及び運営事業に要する経費を補助	補助対象事業	ミニ博物館の設置及び運営事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 区長あてに、ミニ博物館設置・運営事業補助金交付申請書を提出。 設置・運営・事業計画書を添付(第5条)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 毎月の開館日、日数、事業実施確認日、区担当者による確認捺印を記した実績報告書を提出。設置・運営事業計画書を添付		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した報告書を提出しているか、どのように審査しているか等) 区職員により、展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、ミニ博物館として適切に運営できか否か書類確認を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 区職員により、各館の事業実施状況の現地確認を実施し、事業計画書に記された展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、文化財や産業の実態を紹介するとともに、区民が気軽に入れるミニ博物館として運営されているか否か審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	観光施策の一つとして、より積極的な展開は考えられないか。		
見直しの考え方 (17年5月現在)	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民の身近な地域の文化資源として、より積極的に活用していく。 <p>手順(どのように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の積極的活用に向け、所在する他の文化財等との連携と方法を検討する。また文化振興、観光、健康づくり等の関係部署との協議を行う。 <p>進め方(いつまでに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年内に新たな活用方法に向け、関連部署と情報交換連絡会を行う。 				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・より積極的な活用に向け、新館選定のための調査を実施した。 ・新館選定に関し、候補館に対してミニ博物館の説明を行った。 ・既館7館の現状および今後の連携に向けた課題について、各館に対しヒアリングを実施した。 ・活用に向けた課題について、文化国際課、商工観光課、都市計画課の担当者と文化政策連絡会議のなかで打合せを行った。 				
18年度に向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新館1館を設置する方向で、進めていく。 ・「文化財ガイド養成」に伴う文化財資料情報のリスト化、及び文化国際課で実施する「文化資源の発掘」事業の成果とその動向をふまえ、文化国際課とともに、区内に存在する新たな文化資源を含んだ文化資源の現状を把握する。 ・新たな文化資源の活用のあるり方を、文化財、観光、まちづくり等も含め、文化政策連絡会議のなかで調整し、そのなかで、今後のミニ博物館のあり方を再検討する。 				

公募制補助金制度について

1 基本的な考え方

公募制補助金... 区民・団体等が企画・提案する区民福祉の向上、地域の活性化に寄与する事業活動を支援するための補助金

既存及び新規の区単独補助金で公募型を採用しているものについて、答申の意見を極力取り入れ、反映。

2 区民や団体の企画・提案を引き出し、審査の透明性を確保するための主な取組内容

補助金の公募	補助金交付申請段階での事業計画書の記載内容の充実 「区民ニーズの把握」、「地域の人たちの事業への係わり方」、「期待される成果（地域にもたらす具体的効果）」といった事項の追加 審査基準の作成と公表 区民のニーズの把握、区民の社会貢献活動への寄与、事業の継続性や発展性、運営の公開性・透明性等の基準の作成と公表
審査	区民、学識等の外部委員を入れた審査体制の整備 区ホームページ等を活用した審査結果の公表
実績報告	実績報告書段階での「自己評価」について記載 団体及び区のホームページ等を活用しての活動成果の公表

3 既存及び新規の補助金で公募型を採用している補助金・審査会で例示として示された補助金への答申の意見の反映と取組状況について

防災区民組織活動助成金	17年度末の実績報告段階で、助成金の活用状況・効果等について、アンケートを実施。地域の防災力を高めることができるような活動の振り返りが行える自己評価制度の導入の準備。
協働推進基金（NPO活動助成金）	17年度は15団体が公開プレゼンを実施し、10団体に交付を決定。18年度以降も現行制度を基本に置き、登録NPO法人との協働事業や活動支援のための事業を継続。
公募制自主事業助成	地域センター事業補助金の見直しに併せ、コミュニティ事業のあり方を検討するとともに、地域活動活性化の支援として「公募制自主事業助成」制度をさらに充実していく。なお、公募制自主事業助成の実施にあたっては、一層の透明性と公平性を確保するため平成17年10月、11月に設立した各地域の地区協議会を審査機関とする方向で調整する。
地区青少年育成委員会への助成	各地区の補助金申請段階から、「地域の青少年との関わり方」、「期待される効果」等を記載した企画書を提出させることにより、公募制の趣旨を踏まえたものとして、配分等を審査。
障害者団体事業助成	平成18年度から事業評価を的確に反映させた補助金交付決定を行う。 平成17年度助成金の実績報告について、新たに事業評価を盛り込んだ「中間報告（2月初旬実施予定）」の提出を求める。 「中間報告」は、事業に関する自己評価を中心とし、それにより効果検証を行い、必要に応じて助言を行う。 「最終報告」では、補助金の清算及び全体の自己評価を行わせ、配分委員会において評価を行う。 平成17年度事業実績評価を踏まえ、平成18年度補助金交付決定を行う。
環境保全活動助成	環境学習情報センターの事業と連携した活動に交付することで、事業の効果をより大きなものにしていく。 活動成果についてセンターで展示を行い、地域の人々への活動内容を広げていく。2月末までに実績報告書を提出してもらい、3月に環境学習情報センターで発表を行う予定。
シニア活動事業助成	過半数が区民で構成された団体の企画・提案を引き出すために、年間活動計画書に活動内容・期待される成果を記載。 補助金審査会委員に協働推進会議の委員を入れることで、審査の透明性を確保。